

第九十四回国会 参議院内閣委員会 會議録第四号

昭和五十六年四月二十一日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

四月二十日

辞任 木村 陸男君
秦 豊君
補欠選任 山内 一郎君
宇都宮徳馬君

出席者は左のとおり。

委員長 林 道君
理事 蔵内 修治君
竹内 潔君
矢田部 理君
藤井 恒男君

委員

板垣 正君
岡田 広君
源田 実君
中西 一郎君
林 寛子君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
片岡 勝治君
野田 哲君
山崎 昇君
中尾 辰義君
安武 洋子君

国務大臣

(国務大臣)
(総理府総務長官) 中山 太郎君

政府委員

内閣官房内閣審議室長	石川 周君
兼内閣総理大臣官房審議室長	
人事院総裁	藤井 貞夫君
人事院事務総局給与局長	長橋 進君
人事院事務総局職員局長	金井 八郎君
内閣総理大臣官房管理室長	関 通彰君
内閣総理大臣官房総務審議官	和田 善一君
総理府人事局次長	森 卓也君
総理府恩給局長	小熊 鐵雄君
常任委員会専門員	鈴木 源三君
警務庁警務局長	小池 康雄君
与厚生課長	増島 俊之君
行政管理局行政管理局管理官	野尻 榮典君
大蔵省主計局共済課長	佐々木喜之君
厚生省年金局長	森山喜久雄君
金課長	
厚生省援護局業務第一課長	

本日の会議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十日、木村陸男君及び秦豊君が委員を辞任され、その補欠として山内一郎君及び宇都宮徳馬君が選任されました。

○委員長(林道君) 前回に引き続き、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山崎昇君 先日の委員会に引き続きまして、主として技術論になりますが、数字的な点を確認をしながら政府の見解をお聞きをしたいと思います。

前回も、最低保障額あるいは仮定俸給についてお尋ねしまして、私はどうしても納得いきかねる点が多々ありますが、これは引き続き今後質問をさせていただきたいと思っております。

特に、仮定号俸をとって、それを基礎にほとんど計算しながら、その仮定号俸が事実上は兵に關する限りは全く死んでいるような状況になっておる。上級職は在職の公務員と相対するようなものになっていながら、下の者だけは在職の公務員より、それも最低よりはるかに低い。そういう数字を最低保障額の計算基礎にされるというところが私は普通恩給の最低保障額の低い最大の理由だと思っておりますが、それはまた改めて質問をしたいと思います。

きょうは傷病関係の問題について二、三お尋ねをしたいと思います。

第一は増加恩給でございますが、御案内のとおり、増加恩給も四・八%四月から増額をしているわけでありまして、ことしの八月から六項症以下五万円を中心にしてこれを前後させながら増額をさせていただきますという、いわば私に言わせれば政治加算ではないかというふうに思っておりますが、五万円を中心にして上の方は六万、下の方は四万と、こ

う減っていくわけでありまして、これは一体どういうのが基準でこの五万円というのが決定されているのか。まずその点からお聞きをしたいと思います。

○政府委員(小熊鐵雄君) 傷病恩給でございますが、これは傷病の公務性といえますか、これが公務扶助料と同等の公務性を持つておるといいうように考えまして、公務扶助料でベースアップのほかに特段の上積みをしておるわけでございます。この上積み額を傷病恩給の方にも上積みして、こうと、こういう考え方でございます。

それで、公務扶助料では特段の上積みは五万二千円年額やっておるわけでございます。その中心の五万円というのを六項症に置きまして、症度の重い方にはさらに金額を増す、症度の軽い方は金額を少なくするというところで、一項症に八万円、それから二項症、三項症に七万円、四項症、五項症に六万円、六項症、七項症に五万円、傷病年金の一、二款症に四万円、三款症、四款症に三万円、こういう上積みをやっておるわけでございます。もちろんこの金額、三万から八万までの金額でございますが、これは大体傷病ごとの間差というものが従来ともございまして、その間差をなるべく崩さないような額で上積みをしておるということとで考えておるわけです。

○山崎昇君 間差額は改めて聞きますが、これもかなり従来と違った方式になっていると私は見えます。しかし、この五万円の基礎がよくわからないんだ、上積み。何で五万円なのか。たとえば公務扶助料が五万二千円というので出ている。これも私はよくわかりませんが、いずれにいたしましても、この傷病関係のいま言った——私も数字持っておりますが、第一が八で、二、三が七で、四、五が六で、六、七が五。何で五万円なんだろう。どうしてこの六の五万円が軸になって片方上

の方は六、七、八とこうなるのか。その辺がどういう計算でこういうふうになるのかよくわからぬものだから、あなた方が五万円にしたというその根拠と、それからその上に積んでいった——一万円ずつ違うわけだ。一番上とは三万違うわけですが、その理由等は納得できればいいと思うんですが、説明してほしい。

○政府委員(小熊鐵雄君) いまの中心に五万円を置いたというのは、先ほど申し上げました公務扶助料、これで特段の上積みをしたしまして月額十萬三千円にしたわけですが、その際の上積み額が五万二千円というところから、ほぼそれに見合う金額として五万円を中心に置いて、あとは間差等を考えながら最高八万から三万まで上積みをしたと、こういうことでございます。

○山崎昇君 いや、だからそれがわからないんだ。間差額、じゃ、ついでに聞きましようか。間差額は、従来はたとえ特別傷病恩給で見ても、昭和五十三年以上は大体まあ八〇%相当額ぐらいをやっております。しかし、五十三年のときは七・五で、五十四年が十割で、五十五年が八割で、今度これ八〇%ぐらいに下がってくるけれども、一体どうしてそういうふうになってくるのか。これも私は一つわからないところで。

それから、間差額を私も調べてみた。間差額を調べてみると、大体昭和八年の水準に近づけたという考え方もあるようでありまして、これと同じようにしたいという考え方もあるようです。しかし、そう考えてみましても、たとえば第三項症、第四項症、第五項症、第六、これが今度の改正案の間差というのは昭和八年の間差より開くんです。それから、第一款症は大体同じようなものでありますが、第二、第三、第四款症についても昭和八年の間差額よりも開く。

だから、そういうものをまぜて判断すると、どうしてこういう金額になってどうしてこういう間差額になってくるのか私はどうしてもわからない。やはり数字のことだから、きちんとした計算の基礎があつて、そしてこういう理由だからこの

間差額は昭和八年と同様にしたいと思つたが開いているんですとか、そういうことでなければ。私は、政策論なら政策論でこれはこれしかとれませんが、数字の問題だとすればそれまでの話だけれども、数字の問題だとすればならない、そういう意味でその点はひとつ明確にしてほしい。

○政府委員(小熊鐵雄君) いまの先生おっしゃいましたように、間差率を戦前に近づけたという考えはあつたわけですが、ただ、団体等の要望からしますと、できるだけ間差を縮めてもらいたい——と申しますのは、大体症状が固定してまいりまして、それはもちろん指をなくした人と手をなくした人ではかなり生活に与える影響は違うと思ひますけれども、一応症状が固定してきて現在の生活をしておるといふ段階では、なるべく間差を縮めてもらいたい、こういう要望も強いわけでございます。そういうことも踏まえながら、そういう方向で検討しておるということでございます。

○山崎昇君 いや、だから私は縮まつたというんなら話がわかると思うんだ。これは私の計算が間違ひなら間違ひと指摘してください。

たとえば、傷病年金の第一項症で言えば現行も一〇〇、改正案も一〇〇、昭和八年当時も一〇〇。それから第二は八二・九、昭和八年のときの間差は八三。第三に來ると現行間差が六七・七、今度の改正が六八・一、昭和八年の間差が六七・七、開くじゃないですか。いまの間差よりもっと開く。それから第四にいたしましても、わずかでですけども現行間差は五三・二、今度の改正案では五三・六、昭和八年が五三・二、第五が現行間差四二・六、改正が四三・三、昭和八年が四二・六。こういうふうな調へてみるという、金額もさることながら項症、言うならば病気の重さが軽くなつてくるに従つて間差が開いていく。昭和八年のときよりも開く、現行よりも開く、これは私の計算が間違ひなら間違ひで指摘してもらえばいいが、私もこれはかなり調べ上げてこの数字出してきているんですがね。そういう意味で言うと、あなたの説

明は少し私は納得しかねるんだよ。

○政府委員(小熊鐵雄君) 先生御承知のように、この間差というのは一〇〇とした場合、ほかの項症はその一〇〇の何パーセントになるかと、これが間差でございまして、これを縮めたかというところで、たとえば先生御指摘のように、五十五年は一〇〇に対して八二・九%だったのを八三%まで縮めたわけでございます。

そのほか、ずっと数字——いま先生御指摘のよう一項症一〇〇に対してはほかの症状もだんだん縮まってきておるといふことになっておるわけでございます。先生御指摘の数字は間違つておりません。

○山崎昇君 数字は違わない。そうするとあなたの方の考えは、第一項症を一〇〇にしてその間差といふものを考える。ところが、私もから言つて現行と改正案と昭和八年という関係でいくと違ってくる。だからそういう点で、少しあなたの方は改善だと言ふけれども、そう私は改善というほどのものではないんじゃないだろうか。

それから、さっき申し上げましたように、金額でかなりやばり——一万ではありましたが、金額で違ってくる。それも厳密に言えば五万円というはば基礎が五万円のようですが、さっき申し上げた五万二千円を基準にして公務扶助料の方を二万円切つたんでしやう、そして五万円にしたんだと思うんだが、その理由がよく私にはわからない。そういうことで、言うならば、傷病関係につきましても私はやっぱりもう少し考えを尽くすべきではないんだらうかという気がします。

さらに、傷病者の遺族特別年金ですが、これにいたしましても今度は二十四万円です。十二月から一番上がつて、この二十四万円というのでもうも私よくわかりませんが、私の推定で言えば、これは恐らく普通扶助料の六年未満のものを何か基準にしているんじゃないかという気がします。が、一体そういうことなのかどうか。

それから、二十四万三千五百円という普通扶助料の最低保障の額と一体どういう意味で均衡と言

うのか、その辺もよくわからないということ。それから、第二款症以下の遺族に対する改善額が七五%相当だと私も思うんですが、これがまた四月、八月、十二月と三段階に分かれてくる。言うならば小刻みで分かれてくるんだが、その辺の理由もひとつお聞きをしておきたい。

○政府委員(小熊鐵雄君) 傷病者遺族特別年金でございますが、これは先生御承知のように、いわゆる款症——非常に軽い傷病恩給を受けておられた方、傷病年金を受けておられた方、この方がほかのいろんな事故とか、要するに平病死された場合、一般の病気で亡くなられた場合に、従来はそういう方には扶助料という、年金はその遺族の方にば出ていなかったわけでございます。これは全く普通の恩給を受けてない人が亡くなったと同じような取り扱ひになつておつたわけです。それで、まあしかしそれは言つても遺族の方もいろいろ苦労されているであらうし、款症ですら非常に軽い、指がないとかそういう非常に非常に軽い方ではございましてけれども、そういう方についてもやはりいままで受けておつた恩給が全くなくなつてしまふというのものがかかるといふことで、昭和五十一年に新たに設けられた制度でございます。そのときは十万円という金額で始まつたわけでございます。

その後、この改善につきましては、もう一つ別に増加非公死扶助料というのがございまして、これも増加恩給を受けている方が平病死された場合、その遺族に対して出ていくわけです。平病死という点では全く同じなわけでございます。そういうのにならばますます増加非公死扶助料の改善率、これをそのまま持つてきて改善しておつたものでございまして。しかし、やはり今年度で十八万何がしという非常に少ない金額でございまして、これに対して当委員会でも附帯決議としてもう少し年金らしい金額にすべきではないか、こういう御指摘があつたわけでございます。私どもとしても、そういう年金額として設けた以上はしるべき金額にしたいと、こう考えておつたわけ

でございますが、物の性質から言いますと、いま申し上げたように、増加非公死扶助料のアップ率という程度でいまでも抑えておいたわけでござい

ます。それを、この附帯決議を踏まえまして今般は新たに、まあ先生にあれされればまた政治加算とおっしゃるかもしれませんが、まず四月にベースアップをいたしまして、八月には従来と同じような増加非公死扶助料のアップ率を用いた改善を行うと、これは公務扶助料が八月、したがって増加非公死扶助料も八月ということになっておりますので、それに合わせて八月にする。さらに、いまの特段の上積み、この上積みの基準をどこに置くかという点がひとつ問題ではあるわけでござい

ますけれども、これもいろいろ予算の枠その他もござい

ますので、ただ年金としては少なくとも短期で、在職年三年から六年ぐらいの人、この人に見合うぐらいのものはやはり考えるべきではないかというところで二十四万円という金額を定めまして、これは全く特段の今回初めての措置でござい

ますし、それで十二月というところで御勘弁願いたい、こういう話にいたしたわけでござい

ます。○山崎昇君 そうすると、特段の理由はないわけだ、いまのあなたの説明聞いているというところ

だと、たとえば、八月に二十万一千円という数字が出てくるんだけど、これ率に直すと一〇・一%

改善ぐらいになりますね。そして十二月には二十四万円、これはさっき申し上げたように普通扶助

料の最低保障六年未満が二十四万三千五百円です

から、それを越えちゃいけないというようなかっ

こうになっている、結果から言え。だから特段の理由がないが、言うならば私が申し上げているように政治加算であって、あなた方が努力をした

というところはそれなりに認めていいと思うが、しかしこの二十四万円はとりたてて何なんだという基準はない、こういうことになるのかと思うん

です。これは、やっぱりこういう実定法に基づいて恩給というものをやるわけですから、それなりの数

字についてはきちんとした理由づけがないと、私

どもも地方へ行つて質問されたときに、これは確

たる理屈はないんだけれども政治加算ですとい

うだけでは終わらぬ。そういう点もありまして、

これはあなた方の努力は努力で私は認めますけれ

ども、指摘をしておきたい、こう思うわけ。す

それから、第二款以下数字的に言えば大体七

五〇見当ぐらゐで数字がつくられておるん

で、二十四万円を基準にして。そこで、この七

五〇という数字もさつき出てきました、言うならば

五十三年からやり方を変えておるんですが、その

率を恐らくとって七五〇を掛ければ第二款以下

の十二月で十八万、こういう数字に私はなるん

じゃないんだらうかと思うんですが、いま、この七

五〇にあなたの方したという考え方だけきよう聞い

ておきたい。

○政府委員(小熊鐵雄君) いま先生第二款症とお

っしゃっているわけですが、これはまた特例傷病

恩給の二款症でございまして、傷病年金の二款症

ではない。特例傷病恩給というのは、御承知のよ

うに、これは全く内地でもどこでも職務関連とい

うか公務じゃなくて病気になる方、こういう

た方に対する恩給でござい

ます。その中でさらに

二款症以下という非常に軽い方、この方に対して

は従来も、最近上げておるんですが、増加非公死

なんかが七五〇と、こういう数字をとっているわ

けでござい

ますが、この傷病特について七五〇

という数字をとっておるわけ

でござい

ます。その七五〇をとると一応の考え方

はどういう考え方ですか、七五〇というの

は。○政府委員(小熊鐵雄君) 恩給のずっと従来の経

過をたどってきたと、先ほど申し上げましたよ

うに、たとえば傷病恩給、これに対して特例傷病

恩給が七五〇と、こういう金額でずっと決められ

てきておるわけ

でござい

ます。その辺が一つの目安になっておると、このきちんとした理論的な根拠、なぜ七五〇でなくやいかぬのか、公務の人が一〇〇のとき公務じゃなくても七五〇で、どうして七五〇なんだと、こうおっしゃられてもちよ

と、いろんないままでの経過を踏まえているわけ

でござい

ますけれども、そういつたことが考えの

基準になっておるわけ

でござい

ます。○山崎昇君 今日までの慣例上やっておるという

ことだね。そういう理解をしておきます。

それから次に、前回普通恩給の最低保障につ

いてお聞きをしたんですが、それに関連して普通扶

助料の最低保障額も今度は五十六年の六月から四

十八万七千円になるわけですね。これも逆算をし

てパーセント出すと大体六五〇前後に私はなるん

ではないんだらうかと思

います。そこで、私のそういう考え方がそれでいいの

かどうかということ、それから普通扶助料の最低

保障額の六五〇という数字は、どうも私が共済組

合でありますとかその他の遺族年金等々の最低と

比較しますと、どうしてもまだかなり低さがある

んじゃないんだらうか、こう思うわけ。したが

って、あなたの方で承知しているならば共済関係が

どれぐらゐで、それから四十八万七千円にして率

としては六五〇になるわけなんです、どうしてそ

ういうふうになったのか、その辺のことを説明聞

いておきたい。

○政府委員(小熊鐵雄君) 四十八万七千円の根拠

でござい

ますが、扶助料の最低保障額は当初普通

恩給額の五〇〇%というところで出発してまい

ったわけ

でござい

ます。これは四十一年に発足したわけ

でござい

ます。その後扶助料の給付水準をも

っと

上げるべきであるという声もござい

まして、五十

二年からは毎年毎年改善を圖つてきまして、五十

四年度にようやくいまの六五〇という線まで到達

しまして、この六五〇の線を今回普通恩給にあ

わせて守っておる、こういうことでござい

ます。

なお、これは寡婦加算が付きませんが、奥さん

であれば、その寡婦加算を入れますと約八〇%にな

る、金額として六十万七千円ということにな

るわけ

でござい

ます。

御指摘の共済の金額との比較はどうだとい

うこと

でござい

ますが、もう先生十分御承知のよう

に、共済年金に比べると低い水準になっておるわ

けです。共済年金がこの六月から大体五十七万円

ぐらゐになるわけ

でござい

ますので、八万円ぐら

いですが、共済年金よりも水準が低いと、こうい

うこと

になってお

なるところであって、やっぱり恩給局としても相当これは考えてもらいたい、こう思うんですが、重ねてあなたの見解を聞いておきたいと思う。

○政府委員(小龍鐵雄君) いまの寡婦加算を入れた率でございまして、先生七〇%台とおっしゃいましたけれども、やはり八〇%になります。

○山崎昇君 そんなになりますか。

○政府委員(小龍鐵雄君) はい。六十万七千円になりますから、八〇%にはなります。

それで、先ほどこれは申し上げましたように、いろいろ恩給内部の均衡という問題もありますし、むしろ共済年金との均衡等も考えていかなきゃならぬと思いますが、今後ともこの改善については検討してまいりたい、このように考えているわけでございます。

○山崎昇君 いまあなた八〇%超えるという、これは本当に特定の人であつて、六十歳以上でなおかつ子供のいる人の場合ですから、寡婦加算なんというのは。

○政府委員(小龍鐵雄君) いえ、六十歳以上であれば出ます、子供がなくても出ます。

○山崎昇君 だから、そういう人であつて、一般論ではない。一般論で言えは六五%しかないわけだから、そういう意味で言う、共済の方も寡婦加算等入れば高くなるわけですが、しかし、いづれにいたしましても一般的に比較して恩給の普通扶助料の方が低い、この点だけは明確なんで、その点はひとつ今後きちんとしてもらいたい、こう思うわけですが。

それから、その次にお聞きをしておきたいのは特別加給、いわゆる介護手当と言われるものですが、これも従来はすべて一律で出しておつたんですが、今度見ますと六月から第一、第二が二十一万円、特別項症が二十万七千円、これはわかぬわけでもありませんが、いままで一律にしておつたものをどうして今回からこういふ分け方にしたのか、その理由だけきょう聞いておきます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 特別項症というのは、先生も御承知のように、大体両手両足のない方と

か、両足がなくて一項目ぐらいですから、両手両足がないとか目が見えなくてさらに手足がないとか、こういった非常に重度の方でございまして、この特別介護を要する者に対する手当ということ、これは是非この際差をつけるべきではないかと。と申しますのは、そういった重度の戦傷者の方からは非常にいろいろな要求が出ております。目の悪い者、手足の悪い者、両方足してくれとか、いろいろな要求が出ていますけれども、それはそれとして、全体像に対する恩給をつけておるわけでございますので、これにやはり特別の加給をすべきではないかということ、二十一万円に対して二十万七千円という特段の加給にしたわけでございます。

○山崎昇君 だから、何となくはなしかるような気もするけれども、いままで十八万円出しておつて、今度は第一と第二が二十一万円になって特別が二十万七千円という、ざつと九万円ですね。片方は三万円ぐらひしか上がらない。ですから、この改定をした金額の考え方も、どこか辺にその考えがあつて三万円程度にしたのか。それからいま言うように、第一と第二は安くて特別だけ二十万七千円にいきなりぐんと上げたんですが、そのきつとした理由ももう一遍聞いておきたい。

○政府委員(小龍鐵雄君) 特別項症と一、二項症というものの比率をどうやって見るか、これは特別項症でもいろいろ症度がありますからいろいろなあれがあるんですけれども、全首の方で考えますと、大体一項目の三割増しと、こういう金額になつております。それで今度も二十一万円、これはずっといままでの兵の仮定俸給のアップ率をとつて十八万から二十一万という数字にしたわけでございますが、その三割増しということ、二十万七千円という金額を決めた、こういうことでございまして。

○山崎昇君 一応あなた方の計算基礎はあるわけですが、それだけきょう聞いておきます。

それから次に、今度通算関係で特別調達庁の職員期間を入れることにしたんですが、これは衆議院でも賛同やっているようでありませうけれども、どうして今日までこれがおくれたのか、それからどれぐらいの人が該当してくるのか、その点をお聞きをすることが一点。

それから、そのほかにもこの通算関係の問題になりますという、今日までもういふん私も賛同をいたしましたし、皆さんの努力もありまして、かなり通算関係が進んだ。あるいは外国特殊機関の問題等も、資料によれば十人ぐらひ該当して、これも救済をしている。しかし、それでもなおかつ今日まで私どもの手元にも陳情書が参りますけれども、私の承知する限り、見たものではざつと百近いものがまだあると、こう言われる。そこで政府としては、今後この通算関係を調達庁の関係で終わりにするの、あるいは今後ともこういう問題点がいついば出てまいります、その他を精査をして、ある意味では時間かかるかもしれませんが、考えていくという態度をお持ちなのか、その点もあわせてお聞きをしておきたい。

○政府委員(小龍鐵雄君) まず、もとの特別調達庁の通算でございまして、これは、先生御承知のように、マツカーサー総司令部の指令に基づきましてできたわけでございます。そのできたときの職員構成を見ますと、総理庁の事務官それから一般職員、それがミックスした形でできておつたわけでございます。その後、調達庁は昭和二十四年の六月になりました。政府に移管になったわけでございます。で、その一般の職員は役員とか参事とかいろいろな方がおられたわけですが、そういう方々は皆事務官ということで政府の職員になつたわけでございます。それで、二十四年にこれを通算の措置をとつておつたわけでございます。私どもとしましては、そういった二十四年に全部全部といひますか、それ以前に公務員に移つた方々といひます。二十四年に全部一斉に移つたわけでございます。二十四年に全部一斉に移つたというふうな考えでおつたわけでございます。

と、その途中でも総理庁事務官の中に欠員がで

きた場合その一般職員の中から随時上げておつたという、百ぐらひのいろいろな法人があるわけでございます。国策会社の法的なものもございまして、そういったものについての通算ということ、いま非常に陳情が私どものところにも参るわけでございますが、これはいろいろ組織であるとかあるのは人事交流の実態であるとか、そういったものを考えますとやはり通算したものと違ふという点が一つと、それからそういった国策会社のものを通算するということになりますと、当時国内にも非常にたくさん国策会社と言つていいかどうか、わかりませんが、たとえば満洲航空というのがい

き場合その一般職員の中から随時上げておつたという、百ぐらひのいろいろな法人があるわけでございます。国策会社の法的なものもございまして、そういったものについての通算ということ、いま非常に陳情が私どものところにも参るわけでございますが、これはいろいろ組織であるとかあるのは人事交流の実態であるとか、そういったものを考えますとやはり通算したものと違ふという点が一つと、それからそういった国策会社のものを通算するということになりますと、当時国内にも非常にたくさん国策会社と言つていいかどうか、わかりませんが、たとえば満洲航空というのがい

き場合その一般職員の中から随時上げておつたという、百ぐらひのいろいろな法人があるわけでございます。国策会社の法的なものもございまして、そういったものについての通算ということ、いま非常に陳情が私どものところにも参るわけでございますが、これはいろいろ組織であるとかあるのは人事交流の実態であるとか、そういったものを考えますとやはり通算したものと違ふという点が一つと、それからそういった国策会社のものを通算するということになりますと、当時国内にも非常にたくさん国策会社と言つていいかどうか、わかりませんが、たとえば満洲航空というのがい

き場合その一般職員の中から随時上げておつたという、百ぐらひのいろいろな法人があるわけでございます。国策会社の法的なものもございまして、そういったものについての通算ということ、いま非常に陳情が私どものところにも参るわけでございますが、これはいろいろ組織であるとかあるのは人事交流の実態であるとか、そういったものを考えますとやはり通算したものと違ふという点が一つと、それからそういった国策会社のものを通算するということになりますと、当時国内にも非常にたくさん国策会社と言つていいかどうか、わかりませんが、たとえば満洲航空というのがい

き場合その一般職員の中から随時上げておつたという、百ぐらひのいろいろな法人があるわけでございます。国策会社の法的なものもございまして、そういったものについての通算ということ、いま非常に陳情が私どものところにも参るわけでございますが、これはいろいろ組織であるとかあるのは人事交流の実態であるとか、そういったものを考えますとやはり通算したものと違ふという点が一つと、それからそういった国策会社のものを通算するということになりますと、当時国内にも非常にたくさん国策会社と言つていいかどうか、わかりませんが、たとえば満洲航空というのがい

き場合その一般職員の中から随時上げておつたという、百ぐらひのいろいろな法人があるわけでございます。国策会社の法的なものもございまして、そういったものについての通算ということ、いま非常に陳情が私どものところにも参るわけでございますが、これはいろいろ組織であるとかあるのは人事交流の実態であるとか、そういったものを考えますとやはり通算したものと違ふという点が一つと、それからそういった国策会社のものを通算するということになりますと、当時国内にも非常にたくさん国策会社と言つていいかどうか、わかりませんが、たとえば満洲航空というのがい

き場合その一般職員の中から随時上げておつたという、百ぐらひのいろいろな法人があるわけでございます。国策会社の法的なものもございまして、そういったものについての通算ということ、いま非常に陳情が私どものところにも参るわけでございますが、これはいろいろ組織であるとかあるのは人事交流の実態であるとか、そういったものを考えますとやはり通算したものと違ふという点が一つと、それからそういった国策会社のものを通算するということになりますと、当時国内にも非常にたくさん国策会社と言つていいかどうか、わかりませんが、たとえば満洲航空というのがい

き場合その一般職員の中から随時上げておつたという、百ぐらひのいろいろな法人があるわけでございます。国策会社の法的なものもございまして、そういったものについての通算ということ、いま非常に陳情が私どものところにも参るわけでございますが、これはいろいろ組織であるとかあるのは人事交流の実態であるとか、そういったものを考えますとやはり通算したものと違ふという点が一つと、それからそういった国策会社のものを通算するということになりますと、当時国内にも非常にたくさん国策会社と言つていいかどうか、わかりませんが、たとえば満洲航空というのがい

ま通算を求めてきておるわけでございますが、しかし片や日本航空というのがございましたし、そういったものの通算はしておらないというふうな事情もございますので、いま残っておるそういった陳情のされておる法人あるいは機関、こういったものについては、やはり非常にむずかしいといえますか、まず考えられないんじゃないかならうかという感じが私に感じでございます。

○山崎昇君　しかし、もう全くだめだということではありませんが、いまの段階では見直しとしてはむずかしいであろうと、しかしその後の調査その他等々のいかんによってはあるいは検討するところもあるのではないかと、多少何といいますが、出口を全くふさいでしまわないで幾らかあけておくという程度にお考えなんだなあとというふうに理解をして、この問題は打ち切っておきたいと思っております。

厚生省から来ていますか。――従来から大変問題になりました陸海軍看護婦の慰労金がようやく日の目を見るようになったようでありましたが、昨年厚生省で実態調査を行われたというふうに私も聞いておりますが、その内容をちょっと説明してもらえませんか。

○説明員(森山喜久雄君)　昨年、旧陸海軍看護婦の実態調査を厚生省で実施いたしました。

この結果でございますが、回収いたしました調査票が一万三千五百二十七枚でございます。このうちには陸海軍看護婦さんじゃない、たとえば日赤の看護婦さんだけのひととかそういう人がございまして、これを除きますと旧陸海軍看護婦の方が一万一千五百三十八人でございます。この人たちにつきまして、戦地勤務の方を選びますと五千九百六十二名でございます。この内訳を申し上げますと、陸海軍看護婦で加算をつけまして、恩給法の軍人並みの加算をつけまして十二年になるというのが千三百一名でございます。それから、日赤の看護婦の期間を通算いたしますと十二年になる、つまり日赤の看護婦と陸軍看護婦と両方同一人につきまして期間がございまして、これを足し

ますと十二年になるというのが三千二百二人でございます。したがって、千三百三十三人というものが十二年以上ということになるわけでございます。

この方々の勤務期間の裏づけの資料でございますが、これは公的なものもございまして私的なものもございまして、何らかの資料があるという方が千六百六十六名でございます。それから全く資料がないというのが二百六十七名でございます。

それから年齢でございますが、大部分の方が五十五歳以上でございます。この五十五歳以上の方が千二百九十二人でございます。これは、ことしの三月三十一日現在で五十五歳になる方が千二百九十二名でございます。それから、五十六年度中に五十五歳に到達するという方が十九人、その他の二十二人は五十七年度以降に五十五歳になるというところでございます。

以上でございます。

○山崎昇君　大体これは、もうこれだけ調査したから、旧陸海軍看護婦と思われる慰労金の該当といえますかそういう方々については千三百三十三人とはほぼ確定して間違いない、こう判断してよろしゅうございませんか。

○説明員(森山喜久雄君)　この実態調査は、総理府の御協力も得まして、それから関係団体の御協力も得ましてかなり広範囲に実施をいたしました。成果としては上がった方であらうというふうには評価しておるわけでございますが、若干漏れておる方はあると思っております。まあ大体こういうところには落ちつくんじゃないだろうかという考えでございます。

○山崎昇君　はい、わかりました。どうも御苦労さまでした。

そこで今度は、支給する方になると総理府だそうですが、管理室長おいでだと思っておりますが、お聞きをしますが、五十六年度予算でどういうふうな組まれて、それから給付内容がどういふふうで、そしてこの千三百三十三人にこれは支給されるのか、その手続等はどうかというふうにとられるのか、説明願っておきたい。

○政府委員(関通彰君)　お答えいたします。ただいま厚生省からお話がございましたように、昨年実態調査が実施されました。その調査の結果、旧陸海軍看護婦も戦地に派遣された方

方は陸海軍病院のみならず、野戦病院あるいは兵たん病院等で日赤の看護婦と同様の勤務をされたということが明らかになりましたので、国といたしましては日赤の看護婦に準じた措置を五十六年度から講ずるということで、所要の経費を予算に計上しておるわけでございます。五十六年度計上しております予算総額は八千三百万円でございます。

処遇の内容は、処遇の趣旨が全く日赤の看護婦と同様でございますので、処遇内容も日赤看護婦の例に準ずることとしております。具体的には、支給対象者として昭和十二年七月七日以降旧陸海軍の戦時衛生勤務に服した期間及びこれに引き続く抑留期間に旧軍人と同様の加算年を算入した期間が十二年以上である者であつて、年齢が五十五歳以上の者としております。

給付金の額は、日赤の場合と同様、勤務期間の長短に応じ年額十万円から三十万円とすることとしております。具体的にはこの慰労給付金の支給は、これも日赤の場合と同様、日本赤十字社から支給するということになっておまして、最初の支給時期は十二月を予定いたしております。日本赤十字社の看護婦の場合も最初の支給は十二月でございますので、今回もその予定にいたしております。

具体的な支給までの手続はどうなるかという御質問でございますが、昨年実施いたしましたのは勤務の実態の調査でございます。具体的な支給に当たりましては改めて経歴等の書類をお出しいただきまして、それで審査をいたしまして、その結果に基づいて日赤が支給する、こういうことになるわけでございます。いま詳細の手続を関係機関で詰めておりますが、御趣旨を申し上げます

と、看護婦さんの方々の本籍地のある都道府県を通じて調査を厚生省が実施されましたので、やはり厚生省の方にその書類をお出しいただいて、総理府の方と一緒に審査をいたしまして、大体審査が八月から九月ぐらいいかかるかと存じます。その結果を日赤の方に御連絡して十二月に支給、こういうふうな手続を考えております。

○山崎昇君　本日に国会でもかなり議論がなされ、それからいま厚生省のかかり詰めた調査もあり、まああなたの方で手続を進めているわけですが、最終段階にきているわけですが、ひとつ漏れのないように、それから、せっかくここまで来てまた関係者から不満の出ないよう、手続等の場合にはぜひひとつきちんとやってほしいということをお願いしたいと思います。

それからこれに関連して、昨年の委員会だと思ふんですが、日赤の看護婦さん等の慰労金についても増額を検討すべきではないかということがかなり議論になって、たしか附帯決議にもこれについてだんだん思うんですが、それは一体どういふふうになったのか、関連してお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(関通彰君)　五十四年度から支給されております旧日本赤十字社の看護婦に対しては慰労給付金でございますが、昨年の当委員会でも御議論がございました際御答弁申し上げた次第でございますが、この慰労給付金の趣旨は、女性の身でありながら第一線の戦地、事変地で戦時衛生勤務に従事して大変御苦労いたされた、こういう特殊事情に注目いたしまして支給することとしたものでございまして、これによりまして所得の保障を図るという公的年金的な性格は持つてないわけでございます。何分、慰労給付金の趣旨が過去の御苦労に対して報いるという趣旨でございますので、いわゆるスライド制をとっておりません。定額で措置しているわけでございます。かような慰労給付金の基本的な性格から定額制という制度をとっているということを御理解いただきたいと存ずるわけでございます。

○山崎昇君　これはやっぱり附帯決議の点もあり
ますし、今度は旧陸海軍の関係も入ってききました
から、あわせまして私はやはり考えてもらいたい
ということだけ申し上げておきたい。

それから、恩給法に關連して長官の見解を聞きたいんですが、最近、厚生省關係でもそうでありますが、差別用語というものを改められている。この間、何か憲法の解説書にもあるというので聞

題になったようでありますが、恩給法にも不具廢疾という言葉はすいぶん出てくるわけですが、これをやっぱりこの機会ですから改めるという考え方はあるのかどうか。しかしながら、なかなかこれ別な言葉といつてもいますぐどうというわけじやありませんが、世の中がそういうふうな状況に來ていますから、当然恩給法上でもこういう言葉といふのはやっぱり改めていくという必要が私はあるんじゃないかと思うんですが、その点について見解をお聞きをしておきたい。

○政府委員（小熊鐵雄君） 私からちよつと経過だ
け……。

障害者についてのいろんな法令上の不快用語と
いいますか不適當な用語というものにつきまして
は、昨年からずっと、これは非常にいろんな法律
にまたがるものですから、検討してまいっておる
わけでございます。この不具廃疾という言葉につ
きまして、法律はもちろん恩給関係法だけとつ
ても非常に多岐にまたがっておりますので、やは
り各法律間の整合性というか、これをとるため
にも統一した何か適當な用語が必要であるとい
うところで現在も検討を続けておるわけでござ
います。この結論が出ましたら、早速にもこの恩
給法上のの不具廃疾、これも何とか考えていき
たい、このように思っております。

○國務大臣(中山太郎君) ただいま恩給局長がお
答えを申し上げましたとおり、この用語自身を、
今回の国際障害者年に当たりまして不快用語を法
律の案文の中で改正していくという作業をただい
ましたしておりますが、御案内のように、非常に
範圍の広い問題でございますので、私どもとして

は先生御指摘のように前向きな方針で検討してまいりたいと、このように考えております。

○山崎昇君 検討中ですからあえて言うこともありませんが、先般、厚生省関係は目の見えない人とか、耳の聞こえない人とか、一部直したわけですが、ひとつ早急に結論を出してもらって、その後の問題の解決を図ってもらいたいということを改めて要望しておきたい。

それからその次に、内閣の審議室長おいでいた
だいておりますからお聞きをしたいんですが、恩
給に関連して最近地方でも戦犯に対する恩給につ
いていろいろ議論がございます。特に戦犯でもA
級の七名と、それからB、C級の五十八名ぐらい
でしょうか、これとの間には私は差があると思う
わけなんです、この戦犯で処刑された方々の恩
給というのは、恩給法の規定で言えばこれは何条
に該当して恩給というものを支給しているのか、
まず、その根拠を知らせてほしい。

○政府委員（小熊鐵雄君） 戦犯者につきましては、昭和二十一年の勅令六八号で一応恩給を給し

てはならないということになったわけですが、その後、二十八年になりまして軍人恩給復活の際、これは法律一五五号でございますが、その二十九条で給するということにいたしましたわけでございます。

○山崎昇君　二十九条の条文、どうなっていますか。

○政府委員(小熊鐵雄君)　これちよつと長いんですが、読み上げます。

第二十九条 改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項の規定により恩給を受ける権利若しくは資格を失つた公務員（公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。）若しくはその遺族又は改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項の規定により恩給を受ける権利若しくは資格を失つた公務員の遺族は、附則第十条又は第十七条の規定により恩給を受ける権利又は資格取得する場合を除く外、この法律施行の時から、これらの者が失つた恩給を受ける権利又は資格

に相当するこの法律の附則の規定及び改正後の恩給法の規定による恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

こういったことになっております。

○山崎昇君　そこでお聞きをしたいのは、二十八年度ですね、しかし戦犯として処刑されているのは、平井氏は昭和二十一年ですね。東條英機でも昭和二十三年十一月十三日ですね。そうすると、その

明治二十八年の軍人恩給復活の二十九条、それから恩給法の七十三条ですね、これとの関係はどういうふうなふうなうにぼくら理解したいんだらうか。たとえ七十三条、私も調べておりますが、「在職中死したる者死亡シタルトキ」これが一。「二、普通恩給ヲ給セシ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ」これが一。「二、普通恩給ヲ給セシタル者死亡シタルトキ」言うならば、戦犯といふのは退職とみなすのか死亡とみなすのか、そういうのは退職とみなすのか死亡とみなすのか、なかなか困難ではないかというふうに考えるんだが、実際はいま遺族恩給を支給していることをどうしようという意味で申し上げているのではないが、

それから、A級戦犯の場合はこれは戦争犯罪
 六、明確に平和に対する犯罪として処断をされ
 る。この者と、これは最近出された上坂さんの
 D、C級戦犯の本です。私はこれ、ずっと読んで
 まゝして、實際二十四、五歳の者が軍の命令で俘
 虜収容所の所長だとかを担当したばかりに処刑さ
 れる。さうして私はしておきたいと思う。

る、その者と私は同一に扱うつもりはありません。同一に扱うつもりはありませんが、一体、戦

死刑刑者というのは恩給法上これは死亡と見るのが退職と見るのか、これは私は大変な議論になってくるんじゃないだろうか、いまごろもうすでに相当支給しているのに言うのもおかしいが、私はやはり基本として政府の見解をこの際ですから聞いておきたいと思います。

それはなぜかというところ、この間から議論しておりますように、このB、C級戦犯で処刑された方も、少尉だとか中尉だとか、当時あるいは曹長だとか、こういう諸君が大半ですから、したがって

もらっている遺族扶助料も言うならば最低ですね。それも、この間来議論しておりますように、普通恩給の最低保障ですら月額に直せば生活保護法以下になっちゃう。そういうものしかもらえないわけなので、私はこのB、C戦犯の記録を読めば読むほど、これらの諸君の遺族というのは大変だと思ふんですね、A級とは別として。そういう意味から言うと、そういう最低保障額の低さも関連をして、一体こういう人というものをどういうふうに法律上ばくらは理解しておいたらいいいの、そういう点でああなたの見解を聞いておきたい。

○政府委員(小熊鐵雄君) 戦犯についての取り扱
いにつきましては、先ほど申し上げました二十八
年の一五五号で復活したわけでございますが、そ
の前に、恩給法特例審議会というのが設置されま
して、これは昭和二十七年の十一月でございます
が、戦犯者の恩給については「一般旧軍人軍属そ
の他一般公務員及びこれらの者の遺族の例に準じ
措置する」と、こういう建議がなされて、これを
受けて先ほどの一五五号の法律になったわけでご
ざいます。一五五号では、先ほど申し上げました
ように、その遺族または資格を失った者につい
て、その権利または資格を取得するということにな
っておりますので、この時点で軍人あるいは軍
属として考えるということにならうかと思いま
す。

なお戦犯で処刑された方、これは公務死として扱っております。

○山崎昇君　そうすると、それはA級も公務死ですか。私はA級だけではどうしても納得できない。B、Cの場合は私は理由がやっぱり違うと思う。A級もひっくり返して何でも公務死ということになると、これは私は相当議論してみないとならぬ点じゃないだろうかという気がしますが、きょうは時間ありませんからやりますが、いずれももう少し調べてからやりたいと思いますが、重ねてあなたの見解を聞いておきたい。

○政府委員（小熊鐵雄君）　法で復活しましたが、

法律上いゝゆるいま先生おっしゃる戦犯者というものが軍人として復活した以上これに扱いの差をつける、それは偉い人はこれは悪いことしたんだというふうな見解もあるかと思ひますけれども、私も恩給法を扱う立場としては、それに差をつけるという必然性というか、これはないんじやなかろうかというふうに考えます。

○山崎昇君 これは改めてやります。

次に、最後になりますが、シベリアばかりじゃありませんで、大半シベリアであります、この抑留者の扱いについて、最近また大変私もにも多くの陳情があります。

そこで、政府の見解を聞いておきたいんですが、こういう抑留者の方々に對する国家の補償というものについてどういうふうにお考えになつてゐるのか、いままでにもかなり議論されてゐるようでありまして、重ねてきよう聞いておきたい。

○政府委員(石川周君) 戦後、ソ連に抑留されて死亡された方々や負傷された方々につきましては、すでに恩給法とかあるいは戦傷病者戦没者遺族等援護法などによる援護等が行われてゐることは御承知のとおりだと存じます。政府といたしましては、そういうこれまでの措置をもちましていゝゆる戦後処理というものは終わりといたしたいという考えでございます。

いゝゆる戦争被害といひますものは、改めて申し上げるまでもないと思ひますが、多かれ少なかれすべての国民が受けてゐるもの、大変なものだと思ひます。そして、これを完全に償ふということは事実上不可能でございます。しよせんは国民の一人一人が受けてゐたかざるを得ない問題である、このように考えております。ソ連に抑留された方々、大変お気の毒、大変な御苦勞をされたとは存じますけれども、いま申し上げたような考え方から、いままでの措置以上に新たに特別な措置をとることは考えていない次第でございます。

○山崎昇君 いや大変お気の毒でございますといふだけで片づく問題ではないんじやないでしょう

か。これはもちろん国際法の問題も絡みますし、それから戦時中と言うならば、戦時中の陸戦法規やあるいは捕虜に関する条約やいろんなものが絡んできますから、私は単純には言わないつもりでございます。いまですが、しかし、これは私の間全国抑留者協議会の方からいただいた「シベリア捕虜志」という本です。あなた方もお読みになつてゐる。これを読んでみると、兵隊であつた者もそれから軍務に属してゐなかつた者も一括して抑留者として連れ去られる。しかし、そのうちヘグ条約によつて銘々票というのを作成して、そして軍籍のない者は抑留者と記載をされて一般常人という呼称をしたと、こういうんですね。しかし、形の上では軍籍にあつた者と同様にラゲルに入つて強制労働をさせられてゐるわけで、言うならば軍人であつた者でそうでない者との差別が全然ない、実態上では。そして強制労働をさせられてゐるわけなんです、そういう者に対して、私はこれはたとへば日本国内に於て空襲に遭つて財産が焼けたと、さてそれはいまになつたらどの人が焼けてどの人がどうだかわからぬからそれはがまんしてくださいというのとわけが違ふんではないんだらうか、こういう気がしてなりません。

特に國の犯した、政府の犯した政策に基づいて個人がやられるわけですから、そして国家間では賠償請求を放棄する、言うならば個人は一体どういふ法益を受けることができるんだらうか。なるほど軍人であつた人は恩給の対象になつたりしてゐるんですが、あるいは引き揚げた人は戦傷病者遺族等援護法で多少の救済はある、そうでない者は全く放置されてしまふ、これはどうして私ども納得しかねるんですね、正直に申し上げまして、ですから、政府としても当然こういう方々につては、あの陸海軍看護婦ではありませぬけれども、詳細な調査をして当然国家補償としてこれはずべき課題じゃないんだらうか。この点は恩給と少し離れますけれども、政府の一員としてのぼくは総務長官の見解も聞きたいと思ひんです、こ

れは。今日でも大変な人数の方々があられて、先般も全国集會がありました、私も出席をいたしましたけれども、そういう意味でこれに対する長官の見解も聞いておきたいと思ひんです。

ておられた。ところが、戦争が終わつてから政府の方針が百八十度変わつちやつて、サンフランシスコ条約でもあるいは日ソ共同宣言でも、賠償はいたしません、要りません、こうなつちやつたものだから、当時こういう方針を政府は持ちながら、結果としてはそうでないような形になつちやつた。したがつて、この抑留された者は、政府はそういう形で方針を持つておつたではないか、もしそうだとすれば、当然われわれは補償を受ける権利があるんだという論点になると思ひんですね。そういう意味で私は、この抑留者の問題は、主としてシベリアが大半でありますけれども、この抑留者の問題について政府自体としてももう一遍再検討しまして、きちんとしないといふと本當の意味で戦後といふのはやっぱり終わらない。

○國務大臣(中山太郎君) いま内閣審議室長が御答弁を申し上げましたが、私の見解はどうかといふお尋ねでございます。

それから私は、これはきよの議題でありませんが、やがて防衛問題のときなんか議論にならなげやなぬと思つておられます一つに、仮に専守防衛であつても、日本が戦場になりまして、もう一遍戦争状態が起きたときに、今度は外国で捕虜になるなどといふことはあり得ないと思ひますが、いづれにしても戦時中のこういう問題が起きることは、いまのあなた方与野党の考え方からいけば私は可能性があるのではないかと、こう思ひますね。そういう意味で言うと、やはり政府の責任といひますか、そのときの国家の責任といふことは明確にしなげやなぬじゃないか。そういう点からいつても、過去のこういう問題について、きちんと国家はやっぱり、国家の命に服してやつた者に対してはまんべんなくの人も同じ法益といふことにはならぬかもしれぬ、しかし法による利益といふものは国民は受ける権利があると私は思ひんです。そういう意味で、この抑留者の問題についてはもう一回ひとつ長官の見解も聞きたいし、それから審議室で、ただこれはもう一億国民全部やむを得ませんなんという単純なことでこの問題を打ち切られたら私は大変だと思ひんで、審議室でももう少し私はこの問題について真剣に検討したいと思ひんですが、それもひとつ事

○山崎昇君 きよはもう時間もありませんから、そう組み立てて私も議論してゐるわけじゃありませんが、当時、戦争の末期、ソ連を通じて和平交渉をやつた際の記録等が最近いろいろ出されてくる。また、それがますますなつて、米英に対して直接現地大使館を通じて政府の見解といふのが述べられておるようでもあります。そういうものを、この本によりまして、たとえば「和平交渉の要綱」、その「方針」、そしてその「条件」の内容に「賠償及び其他」という項目があつて、「賠償として、一部の勞力を提供することには同意す」、言うならば敗戦になつて抑留されたらその者をもつて勞働提供することはやむを得ないといふような方針を當時持つておつた、こう述べられてゐるわけですね。そうすると、政府とすれば当然そういう形で賠償といふものがある程度考え

務当局からも聞いておきたいと思う。

○国務大臣(中山太郎君) 御指摘の点も、先生の御意見等も十分拝聴いたしました。私どもとしては、シベリア抑留者からの、一部の方から政府に対しての賠償の問題について提訴が行われております。私どもとしては、この裁判の判決の結果について重大な関心を持つておるということを示し上げておきたいと思ひます。

○山崎昇君 いや、これはこれから提訴するわけでしょう、裁判。政府は関係者が裁判を起こして、その結果を黙って見ておつて、それが出来たら政府の見解をやりますなんというのは政治じやないじゃないでしょうか、それは。私は、もう少しこういう問題については、政治の場でも行政の場でも、もっともつと積極的に対処すべき問題を含んでいるんじゃないだろうか、こう思ひますね。

そこで、いろんな記録の仕方あるんですが、長官に二、三具体的にお聞きしますが、日本が本当に戦争終結したというのはいくつの時期なんだろうか。通常昭和二十年八月十五日と、こう言うんですが、国際法的には九月二日のミズーリ艦上で降伏文書に調印をした日をもって、国際的には日本は完全に敗戦といひますが、戦争終結といひますか。それから個々の国との間の戦争状態の終結というのは、これは平和条約なりあるいは日ソで言えば共同宣言なり、そういうもので一応の決着を図ることになるんだが、そういう点について、私は、きょうはせつかくの機会ですから長官の見解を聞いておきたい。

○政府委員(石川周君) 技術的な問題、私の方からお答えさせていただきます。

戦争状態の終結という問題につきましては、恐らく外務省からお答えするのが筋かと思ひますが、外務省来ておられませんので、私のとりあえずの知識として理解しておりますところは、平和条約を締結いたしました諸国とは、平和条約の発効したときということで、それぞれの国との間によりまして戦争状態がいつ終わったかという時点は違つてくると、このように理解いたしております。

○山崎昇君 いや日本が、さつき申し上げたのは、ポツダム宣言を受諾回答したんだが、八月十五日に天皇陛下の放送があったんだが、国際法上で日本が本当にそれに署名をしたのは九月の二日とばかりは理解をしていいのではないか、こう一つ考える。

それから、それぞれの国との関係は、いま答弁のありましたように、二国間の平和条約という形もあれば、共同宣言という形で国会が承認する場合もあれば、さきさきですから、それは日にちが違ふことは私も承知をする。そうすると、たとえシベリアにおける抑留というものは、ソ連側の見解は日ソ共同宣言が一九五六年の十月十九日ですから、それまで戦争状態である。したがって、そのときを境にして、なるべく速やかに帰せばこれはポツダム宣言に違反をしないんだと、こういう見解をとつていられるやにもぼくらは聞かなくて、それがそれらについて政府としては、これは外務省に聞くのが本筋です。筋ですが、きょう呼んでおられませんから改めて聞くことにいたしました。これはさつきの戦犯の恩給にちよつと関連をしまして、一、二点聞いておきたい。

○政府委員(小熊鐵雄君) 恩給の話で申し上げますと、たとえば満州での加算年の計算、こういうたようなものについては、九月二日ミズーリ艦上で降伏文書に調印したときまで統一しておるということでございます。

○山崎昇君 これは改めて私の方も外交文書等をもつて少し調べてから聞きますが、きょう恩給法でしたから、関連した部分だけちよつとお聞きをいたしました。

それで総務長官に、せつかくなんです、これは恩給とは直接関係ありませんが、最近、私も交通安全の特別委員長をやつていまして、委員長だから余り質問することもできませんでなんですが、交通遺児の問題が大変に多く出ておつて、一般的にはいろいろな形で救済の方法があるわけですが、先般も全国大会等があったようでありますけれども、最近の交通事情と関連をして、交通遺児等々の問題について、これ総理府の所管でもあるでしょうから、ひとつこの点について今後どんな努力をされ、どんなふうに救済を強めていくのか、その見解だけ一点聞いて私の質問を終えておきたい。

○国務大臣(中山太郎君) 交通遺児の問題につきましては、総理府の交通安全対策室といたしまして重大な関心を持つております。

昨年の終わりであつたと思ひますが、交通傷害によつて御主人を亡くされた家族の方々の越年の悩みあるいは上級学校進学の問題についての遺児たちの困惑、これは政府にとりましてもゆゆしき事態であると考えておまして、遺児たちの育英制度については今後一層充実するように努力をさせていただきます。

○山崎昇君 少し時間早いです、私の質問でございます。まあきょうは主として技術論だけ聞いてやめたいと思ひますが、いづれにいたしましても、この恩給が大体いろいろの基礎になつてくる。しかし、そうはいひましても、最近厚生年金とか共済年金の方の改善がまた逆に恩給にはね返つてくる。俗に言う寡婦加算なんかその例だと思ひますが、そういう意味で言つと、恩給も社会保障制度的な要素でかなり考えまふと、もう立ち行かない事態も出てくるんじゃないだろうかという気がいたします。

それから、前回も申し上げましたけれども、ほかの方はかなり長期にわたつて調査がされて見通しが持たれておる。恩給についても、重ねて申し上げておきますが、ひとつ長期的な展望でこの問題の処理に当たつてもらいたいということ、それから、何回も指摘しておりますが、普通恩給の最低保障にいたしましてもかなりやつぱり低い。そういう意味ではぜひその点は五十七年度予算等でも配慮を私は願ひたいし、特に私は、仮定号俸を残すなら残すように、何遍も言ひますけれども、特に兵の二十一号というのが基礎で計算されるのですが、これが全く在職中の公務員の一番低い者よりもまだ低い、こういうあり方だけは変えてもらいたいということを重ねて私の意見として申し上げて、質問を終えておきたいと思ひます。

○委員(林道君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○堀江正夫君 私は、五十六年度の恩給改善及び目症の問題につきまして、何項目かにわたつて政府の見解をお聞きしたいと、このように思ひます。私の時間はきつめて限られておりますので、お答えの方は特に簡明にお願いをいたしたいと、こう思ひます。

まず、五十六年度の恩給改善の問題であります。その第一番目は、本年度普通恩給の改善を六月にされることになっております。ところが公務扶助料や傷病恩給等の改善は八月になつておる。その理由をまず承りたいと、こう思ひます。

○政府委員(小熊鐵雄君) いま先生、普通恩給の改善とおっしゃいましたけれども、普通恩給の最低保障の改善じゃないかと思ひます。

○堀江正夫君 そのとおりです。

○政府委員(小熊鐵雄君) これは確かにおっしゃるとおり、六月になつておるわけでございます。この普通恩給の最低保障につきましては、ほかの公的年金並みの制度でございまして、ほかの公的年金で六月に改善いたすものですから、恩給の方も六月としておるわけでございます。

ただ一方、公務扶助料あるいは傷病恩給、これにつきましては、御承知のように、これは普通の改善率をはるかに上回る特段の改善を図つておる

わけでございますが、こういった内容の密度の高い改善を図ることから、ある程度いろいろ財政的な制約もございますので八月という実施時期にいたしておるわけでございます。

○堀江正夫君 いまの点、私も十分わかるわけでありましたが、基本的にはやはり同じ時期にやるという、特に公務扶助料なり傷病恩給の性格からしまして、今後も御努力を願いたい、このように思うわけでありまして。

二番目は、普通恩給の最低保障額が物価の上昇率に見合つて改善を勘案されておりますが、これはもちろん当然のことだと思ひます。ところが、他の年金や恩給、この改善の場合、物価上昇率がどう勘案されているのか、どうもはつきりわからないところがあるわけですから、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) これは、いま申し上げましたように、普通恩給の最低保障額、これはほかの厚生年金であるとか、他の公的年金と横並びの制度といひますか、それでこの最低保障額のうちの一部分、いわゆる定額部分、これについてだけ物価スライドという方式を取り入れておるわけでございます。ただ恩給—恩給もそういう方式でやっておるわけですが、恩給につきましては、やはり退職した公務員の年金であるということから、現職の公務員のベースアップにスライドしてやっていくのが、現職公務員のベースアップというものが物価とかあるいは生活水準とか、そういうものもあつたことをかみ合はして実施されておるといふように考へるわけですから、これが一番妥当ではないかというように考へるわけでございます。

ただ、恩給受給者のうちでも特に高齢者であるとかあるいは戦傷者であるとか、こういった社会的立場の弱い方、これにつきましては特段のかさ上げをやっておるわけでございます、これはとても物価のアップなどよりも非常にそれを上回つた改善になっておるといふことも先生の御承知のことと思ひます。

○堀江正夫君 そのような配慮がなされておることについては私も承知をしておりますし、その配慮を十分に認めておるわけでありまして、この問題につきましてもやはり物価上昇率が改善額の中に含まれておると、しかし、そもそも初めから概算要求のときには同じように含めてやつたわけですから、その分が物価上昇率に見合つて普通恩給の場合最低保障額がふやされた、その分だけやばりふやすのが基本的な考え方と同じじゃないかという感じも持つわけでありまして、この点について一と同時にさらに御検討をいただきたい、来年度以降さらに御尽力いただきたい、こう思うわけでありまして。

三番目は、公務扶助料と三号扶助料、さらに傷病者の遺族特別年金、これには寡婦加算というものが無いわけですね。恐らく遺族加算があるんじゃないか、こう言われるんじゃないかと思ひます。特に寡婦加算を認めておらないかと思ひます。ない理由をまず御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 寡婦加算でございますが、これも御説明するまでもなく先生御承知と思ひますが、これは普通扶助料の定額加算といひます。要するに率で上げますとどうしても上厚下薄になりますので、寡婦加算というように制度を導入して一定額を積み上げるといふシステムを他の公的年金制度でとつたわけでございます。これにならつて恩給でも寡婦加算制度というのをとおるわけでございます。一方、公務扶助料あるいは—もちろんこの寡婦加算は六十歳以上の寡婦あるいは有子の妻、こういった方にしかつておらないわけでございます。他方、公務扶助料におきましては、遺族加算、これはやはり公務扶助料そのものをかさ上げするといふのと、遺族の置かれた特別のお立場を考慮するといふ意味で、これはもう父母であらうとだれであらうと遺族加算といふものをつけておるわけでございます。しかも現在公務扶助料を受けておられる方の約半分は、親といひますか父母でございます。寡婦加算

制度になりますと、もちろんこの親には寡婦加算はつかないということにもなります。そういう関係にありますので、遺族加算といふもので公務扶助料にリンクさせるというのがやはり恩給的な手法として妥当なんじゃないかと、そのように考へておるわけでございます。

○堀江正夫君 範囲を拡大するために遺族加算という制度をやつておられるということについては高く評価をし、妥当だと思ひわけでありまして、この公務扶助料や三号扶助料、これがその基本的な精神からしてほかとは基本額が違つておる、優遇されておる、これは当然だと思ひわけでありまして、この精神からしますと、普通扶助料の寡婦加算が五十五年度に特別改善をされた、私は遺族加算もこれに見合うだけの改善をやるのが本当じゃないか。それをやらなければ遺族加算額といふものが寡婦加算額よりもむしろ額において加算額が減るような事態も起きてくる。どうも考へてみると不合理のような気がしてならないわけですが、これについて御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) いま申し上げましたように、寡婦加算あるいは遺族加算もそうでございますが、これは扶助料の給付水準といふことを目的として五十一年から始まつた制度でございます。それで、ただいま申し上げたわけですが、寡婦加算といふのはほかの公約年金、厚生年金であるとかそういうものでその横並びの制度としてしたので、恩給としてもその横並びの制度として考へておるわけでございます。その際、やはり公務扶助料を受ける方々にもいふことで遺族加算といふ恩給独自の制度として考へたわけでございます。したがひまして、給付水準云々といふこととあれば、これはもう先生御承知のように、もろ公務扶助料は格段の水準の向上を図つておるわけでございます、このいま申し上げた寡婦加算と遺族加算の性格の違いから必ずしもそれが同額でなければならぬといふような性格のものではないかと考へておるわけですが、特に、先ほど申し

上げましたように、寡婦加算といふのは六十歳以上の寡婦とかあるいは有子の妻にしか出ておらないわけでございます、遺族加算はこれはなべて皆さんに出ておるわけで、そういうような性格の違いから必ずしも同じものでないやうな性格といふことはないんじゃないかと、このように考へておるわけでございます。

○堀江正夫君 制度上のそういう考へ方は十分わかるわけですが、結果として出てきた数字が、やはり必ずしも基本的な精神に沿わないやうな結果になるといふのはどうも納得できないじゃないかというのが私の言おうとするところでありまして、御理解いただけたと思ひます。

その次は、特例扶助料と増加非公死の扶助料の最低保障額の上積みの問題であります。これが公務扶助料に対して五十一年度から七五%ということから始まつたように私承知しております。その後だんだん改善されて、いまは八〇%を目標とするんだというところになっておるんじゃないかと思ひますが、私は本来この特例扶助料、増加非公死扶助料、これは確かに公務扶助料とは違つたわけですね。公務扶助料とは違ひますけれども、大変に難症の夫を長い間抱えて苦勞した、そういう悩みといふものを考へますと、基本的にはやばり同じぐらいの額を見てやつてしかるべしじゃないかと、このように思ひます。また、一応七五%から始められたと、いま約八〇%を目標にしてやつておられる、この数字そのものにも必ずしも根拠がないんじゃないか、これも思ひます。そこで、私は今後さらに目標としては同額にするといふところに置いて、八〇%でもういいんだというんじゃないかと、そこまでは達すれば、もつと一〇〇%までを目標にして今後努力していただきたいなと、こう思ひます。御見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 先生にいまさら申し上げるまでもないことと思ひますが、やはり公務扶助料といふのは忠誠の極限といひますか、その極限の死をもつて国に尽くしておると、その遺族の

方の苦勞は、まあよく話を聞くんですが、片足でも帰ってきてよかったという話をよく聞くわけでごさいます。やはり三号扶助料とは当然差があつてしかるべきではないか。また特例扶助料にしまして、公務死になく、内地におつて病氣になられてそれで死亡されるという例でございいますので、これもやはり公務扶助料とは差があつていいんではないかと、このように考えておるわけでごさいます。

それで、当初七五%の出発というの先生おっしゃるとおりでございしますが、これは公務関係の傷病恩給と特例傷病恩給とが当時七五%という格づけになつておつたのでそれから出発したわけでごさいます。現在、先生もおっしゃるような非常に遺族の方の特別な立場というのを考慮して八〇%まで引き上げておるといふことでごさいます。御了解いただきたいと思ひます。

○堀江正夫君 最後は何ですか、もう一回言ってください。

○政府委員(小龍鐵雄君) 御了解いただきたいと思ひます。

○堀江正夫君 御了解だけですか。もちろんよく理解はするわけですが、私は、理解はするわけですが、八〇%ならばそれじゃ妥当かどうかという問題があると思ひます。私は、一歩も二歩も下がつた場合においても、その辺の妥当性の問題について今後私は十分に検討していただかなきゃならぬのではないかとと思ひますが、いかがでございしますか。

○政府委員(小龍鐵雄君) もちろん他の恩給、個別に見ますといろいろ改善を図つておるわけでごさいます。それから、そういう改善と均衡を考えながら検討、研究は続けていきたいと、このように考へております。

○堀江正夫君 次に、目症の問題につきましていろいろとお尋ねしたいと思ひます。

まず第一は、戦前は一目から二目までそれぞれ障害の程度が規定をされておつたわけでありまして、現在もこの障害の程度については一目から四

目まで戦前と同じだといふふうに理解をしておりますが、一時金の支給の問題であります。戦前は四目まで全部支給をしておつた。ところが二十一年の改正で、一目、二目だけに一時金を支給をするがあとと廃止をする、こういうことになつておるに思ひます。なぜその三、四目をやめてしまつたのか、その辺の理由を承りたいと、こう思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) これも昭和二十一年の勅令六八号で軍人恩給が廃止されたときに三目、四目の一時金を廃止したわけでごさいます。これは先生も御承知と思ひますが、三目、四目というのは非常に軽微な程度の傷病でございまして、これは旧厚生年金保険法、これなども処遇されてないといふことと、これがそういう均衡も考へて三目、四目を廃止したと、こういう事情にあつたわけでごさいます。

○堀江正夫君 ところが、その後労災保険あるいは国家公務員の災害補償制度等がだんだんと確立をされてきております。もちろん厚生年金、国家公務員の共済年金制度もいろいろ整備されておるわけですが、この目症と特に労災保険及び国家公務員の災害補償制度との比較をしてみますとどうも均衡がある、このように考へるわけでありまして、たとえて申し上げますと、目の場合一眼の視力が〇・三未満である。これについては目症の方では三目ですから、一時金の支給の対象にもなつておらない。ところが国家公務員の災害補償制度、労災保険では十三級といふことで一時金の支給の対象になつておる。あるいは足の指の問題でも同じような問題がある。足の指につきましては、一指を全く失つた者、あるいは機能をつた者、これは目症の方では三目あるいは四目といふことで一時金支給の対象になつておらないけれども、労災あるいは国家公務員の災害補償制度では十三級、十四級で支給の対象になつておる。こういう非常に不均衡があるように思ひます。恐らく総理府の方では、傷病恩給の方との比較は厚生年金とこれと比較するのがしかるべしだといふ

お考えもあるかと思ひます。私は、むしろそうじやなくて、国家公務員の災害補償制度と比較をして、さらにそれをブラスアルファで厚くするのが本来あるべき精神じやないかと、こう思ひます。それらを含めて御見解を承らせていただきたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 先生おっしゃいましたように、労災とかあるいは国家公務員災害補償法、これでは三目あるいは四目症に相当するような症度の方にも一時金を出してあります。ただ、災害補償法と恩給、これではいろいろその沿革といふと、歩んできた道も違ひますし、中身自体も大分違ひます。たゞ、たとえば恩給では非常に高い年金の出る七項症あるいは一級症から四級症まで、こういったものについても労災では一時金しか出ないとか、そういった意味で中身についても大分いろいろ違ひ点はあると思ひます。

三目症、四目症といふものについて何か出ないかといふことですが、やはりこれも二十一年に廃止し、あるいは二十八年に復活したかといふことの裏には、やはり戦争という国民皆兵として受けたいろいろな犠牲、その中で特段に果した恩給といふような制度の中で考へるべきかどうか。確かにいろいろ議論があつたんだらうと思ひますけれども、その結果三目症、四目症程度は恩給では処遇しないと、こういう結論になつたんだらうと思ひます。

○堀江正夫君 言われる意味がわからぬではございせん。わからぬではございせんが、現実的に同じ症状だと。片方は召されて戦地へ行つて負傷した症状が何の処遇も受けないといふのは、制度上のいふんな問題があるにしても、やっぱりどうも納得できないと思ひますね。

この点は、たとえば国家公務員の災害補償制度、労災保険でも一時金を支給しておるのを、いまおっしゃつたように、七項以下下級症については年金を支給しておるわけですね。それだけ優遇しておるわけですよ、と思ひます。私は、比

較をするならば、ところが目症相当の者についてはむしろ処遇が悪い、どうも均衡がとれてない、直すのを忘れておられるんじゃないかと、こう私は思ひます。むしろ私は、款症を年金とされた、こういう精神からするならば、目症の中で少なくとも、全部と言ひたいところですが、一、二目ぐらいは年金にすべきじゃないかと、こう私は思ひます。さらに十歩も百歩も譲つたとしても、少なくとも一、二目の中の小指のない人とかその機能を失つた人、こういったような人たちにについてはやっぱり款症にするかあるいはそれに準じた処遇をするのが当然じゃないかと、こう思ひますが、いかがでございしますか。

○政府委員(小龍鐵雄君) いまの症度といふ状況等を決めたのは、昔からずっといままでもうすでに何十万人かの受給者がおられるわけ、その秩序の中でいまの款症なり目症なりの程度が決められておるわけでごさいます。まあこれは、その小指をなくした人の生活の不自由さ、それは確かにあると思ひますけれども、やはり親指をなくした人とは、私どももこうやって現実に親指をなくして見ますとわかるわけでごさいます。それとは等差があつてしかるべきだといふふうに感じますので、いまの先生のおっしゃるような目症、小指がなくなつた者でも款症まで持つていくといふことになりましてこれはかなり大きな問題でございします。もちろん目症についてこれから研究はしていきたいと思ひますが、非常に、いま申し上げたように、ずっと百年の歴史を経てきておるものでございまして、なかなかむづかしい問題じやないかと、このように考へるわけでごさいます。

○堀江正夫君 いま研究をしていきたいと、こうおっしゃつたわけですが、そこで五十五年の調査研究費が五百十何万があるように私承知しておりますが、その中でいろいろな研究調査をやつておられる。この目症の問題について五十五年度ははっきりした内容について調査研究をしておられるかどうか。もしも五十五年度はそこまでやつて

ないと思います。われわれ国会に籍を置く者もその責任の一端はあるわけでありまして、絶えず行政財政そのものを見直して、時代に対応していくというところでなければならぬ。しかし、そのことに必ずしも機械的に対応してこなかった、まあ言葉は悪いけれども、怠慢であったということも考えられます。考えられる。ですから、いま大臣の言ったようなことで絶えずやっていたらなければならぬ。したがって、退手、定年なくして行革はないというような言葉が出ると思うんですけれども、しかし実際は第二臨調がまだつくられたばかりであり、その推進本部も昨日ですか、発足したばかりである。口ではそうおっしゃっているけれども、実際はまだ発足をしていないときに、そういう段階に政府が退手、定年なくして行革なしと言うようなことについて、私はちょっと不可解なんです。

それはそれとして、しからばお尋ねいたしますけれども、今度の恩給法の一部改正について、これはあれですか、そういたしますと行革という網を通してわけですね、一応、通ってきたわけですか。そういう考え方に立つてこの改正案をつくり、いま提案をしたということになりますね、大臣のお答えによれば、そういうふうに理解してよろしゅうございいますか。

○政府委員(小熊鐵雄君) 恩給局としましては、この恩給制度を所管しておる立場でございます。行政改革というものについて云々するといふ立場にはないわけですが、今度の行政改革というものが社会経済情勢の変化に対応しながら、非常に能率的、適正な、あるいは弾力的な行政、これを実現していくというように理解はしておるわけでございます。

片や恩給でございますが、恩給の改善というのは、いろいろ議論されておりますように、戦没者であるとかあるいは高齢者であるとか、あるいは社会的に弱い立場にある戦争未亡人であるとか、こういった方々の処遇をいかに改善していくかと。これもまた経済情勢がどんどん変化していく

わけでございますので、いろいろ改善を図っていかねばならないという立場で改善を図っておるわけでございます。

したがって、先ほど申し上げたような行政改革という私の理解がそれでいいとすれば、やはり基本的には行政改革と恩給改善というのは別個のものではないのかというように私は考えるわけでございます。しかし、非常に国家財政が厳しいわけでございます。その中で恩給の改善を図っていかねばならない。五十六年度の予算にいたしましても、非常に厳しい原資の中で恩給改善を図っていく。そのためにはいろいろな手法をとっているわけでございますが、そういった非常に厳しい財政の中でやっていると、その手法のとり方、これについては、財政再建に少しでも資するということの意味で、あるいはその手法の中に行政改革というものがあるのかというようには感ずるわけでございますが、しかし、基本的には先ほど申し上げましたように、恩給改善というのと行政改革というのとは違うんじゃないかと、このように考えておるわけでございます。

○片岡勝治君 これは総理の発言あるいは行政管理局長官の発言の中に、行政改革に聖域なしという、そういう言葉もしばしば使われております。私は行政改革の政治姿勢として理解できるわけでありまして、そういうことからすれば、いまの恩給局長の答弁というのは私はおかしいと思うんです。恩給は特別だからこれは聖域だという論理は私は成り立たぬと思うんですが、それは後でまた質問いたしますけれども、つまり退手、退職手当の問題あるいは定年法がいわば行革の先兵である、それが基本である、そういう政府の姿勢で今回出したというところであるならば、それは二つの法律だけじゃなくてすべての法律、あるいは予算というものがそういう態度で、行革というスクリーンにかけて国会に出されるべきではないのかということなんです。恩給はそういう考えはなかったということならそれでいいんです。それな、先に私は質問を進めたいと思うんです。その

点はつきりしていただきたい。

二つは行革の基本なんだと、ここから出発するんだという以上、他の法律案はそれじゃどうなるんだと。いや、それは別だということじゃ、これは政府の行革の政治姿勢として私は理解できないです。恩給もやっとな、そういう角度でやっとな。やっとな形跡もあるんですよ、さっきも質問があったように、六月実施、八月実施、十二月実施、私は、これは行革だろうと言っています。これは後ほど詳しく質問をいたしますけれども、その点どうも不明確でありますので、再度お答えをいただきたい。

○政府委員(小熊鐵雄君) 行政改革というのをどういう概念でとらえるのか、ちょっと私もよくわかりませんけれども、ただ恩給というものは、いま申し上げましたように、恩給の中であるいは行政改革的なものが仮にあるとすれば、恩給受給の系統等についてあるいは簡素化することあるいは迅速化すること、そういったことはあるいはあるかとも思いますが、恩給の本身そのものについて——もちろんこれは第二臨調ができてまして、その中でまたどう位置づけられているのか私もよくわかりませんけれども、恩給そのものが行政改革の中で、行政改革だから公務扶助料は下げてもいいとか、行政改革だから最低保障は下げてもいいという話とはちょっと違うんじゃないかと。ただ、恩給をこれからのいろいろ審査し、あるいは恩給権を与えるというふうな仕事についてもっと簡便な方法はないか、もっと迅速に受給者にサービスする方法はないか、こういった面ではいろいろ行政改革のテーマの中に入ってくるのではなからうかと、私はこのように考えておるわけでございます。

○片岡勝治君 ちょっと質問の趣旨に合っていないお答えなんです。いまの答弁、それは政府の見解として私は承っておきたいと思うんです。しかし、これは非常に重大なことなんです。恩給の制度そのものは行革の対象でないということになれば、これはこれから出されてくる、審議され

る公務員共済年金関係、あるいは労災問題、あるいは厚生年金、そうした社会保障制度そのものについてはこれは行革の対象にはなりません。しかし、まあおっしゃったように、年金を支給するにしろ少し簡素なやり方がないかと、もっと受給者の立場に立った能率的な支給の方法はないかと、手続が簡素化できないかと、そういう点についてはそれはいいと思うんです。制度そのものについては、これはあなたの答弁によれば、それは行革の対象ではない、行革という性格とは違うんだというお答えになるわけですね。あなたがおっしゃったんだから、私はそういうふうに認識していけば、行革には聖域があるではないか。私は、聖域ということについて一つの見解を持っているんです。あつていい。これからそうした社会保障制度、国民生活を守っていくために政府も努力した、国会でも審議して築き上げたそういう国民の福祉というものについて、これを予算が足りないからといってどんどん削っていくというふうな行革について私は反対なんです。国民合意の上で築き上げたそうした福祉政策については、もっと充実すべきものでしょう。だから、私はあなたの意見に賛成なんです。恩給という制度そのものに行革の網をかけるのは不慮である、こういう見解は私は賛成なんです。しかし、政府のずっとこれまでの方針なり態度なりそういうものを見ると、必ずしもそうではないのです。あなたの言うような方針ではなさそうです。これはどちらが正しいのか、この辺をしっかりとらわないと、なかなかこれからの審議が進まないと思うんです。

○政府委員(小熊鐵雄君) 行政改革については、私も一番最初に申し上げましたように、私自身これを云々するという立場にございませぬし、行政改革を一体どうとらえるのかというのを私非常にまだ不明な点がございまして、したがって私行政改革をどう認識するか、その認識の場が先生と一緒にないかと思っております。それで、行政改革はどういうものかということに

つては、私じゃなくて、どなたか政府として答
弁できる立場の方に答弁していただければと思う
わけでございます。

○片岡勝治君 これは、あなた政府委員ですか
ね。ちゃんと辞令をもらっているんですから。政
府委員でなくてもこのくらいは知っています
んですよ。つまり非常に財政危機だ、来年度は
二兆円足りない、だからこの財源を生み出すた
めに予算を切るんだと。どこにむだがあるか、そ
ういうところから出たのが端的に言えば今度
の行政改革なんです。増税はしないかわりにど
か減らそう、こういうことで臨調ができ、参事
十九人、専門委員二十一人、調査員六十三人、膨
大な行革機構ができた。ですから、もう行革の路
線というのはある程度明確なんです、そう思う
んですよ。これは予算を削るということなんで
す、ずばり言って。これは大臣どうですかね。

○国務大臣(中山太郎君) 大要、行政改革の定義
づけといたしましては、政府としても慎重な取り組
みをしておるわけでございますが、政府といたしま
して考へておられますことは、やはりただ単に財政
の逼迫がすべて行政改革のいわゆる基本である
という考へ方は私はなじまないのではないかと
考へておるわけであります。つまり、われわれの
社会というものは、先進工業国の中で急速に進
むたといふ高齢化社会、この国会を通じても高
齢化社会への対応というものが一体どうなつて
おるかというお尋ねが野党各党からもずいぶん衆
参両院の予算委員会の審議を通じてございま
した。高齢化社会に対する政府の政策というものが一貫
性を欠いている、こういう御指摘も社会党から
ございまして。こういうことを政府としてはやは
りしっかりと、社会体質の変化に対応するための
われわれの、国民のいわゆる負担による政府の
あり方、あるいは行政機構のあり方というものが
いかにあるべきかということについて政府は取り
組んでまいらなければならぬ責任が国民に対して
あるんだらう、そういう感覚に立って物事を見て

おる、こういうのが私はいまの政府の行政改革と
いうものに対する考へ方であるという御理解を
いただきたいと思っております。

○片岡勝治君 行革論議につきましては、関連法
案もあることでありますので、別の機会に審議
することになると思ひますが、私もいまの大臣の
おっしゃるとおりだらうと思ひますが、ただ一つ
ここで申し上げたいことは、行革、行革という
ことで、あたかも政策選択までが行革の仕事だ
というふうにとられる向きもなきにしもあらず
ですね。私はやっぱり政策選択というのは、政治
的に言えば、政府がまず政策決定をしてそれを遂
行していくということになると思ひます。ところが、今日
の風潮からすればもう聖域はないんだということ
でありますから、政策形成、政策決定そのものが
行革の重大な一つの路線なんだということ、私
は率直に言つて間違ひだと思ひますよ。

行革というのはそういうものじゃない。もちろ
ん補助金についていろいろ調べてみた。ある村に
補助金が五万円行つたけれども、運動費が十万円
かかつていたなんていうことがよく言われる。そ
ういうことについてはおかしいじゃないか、個々
の補助金を十分調べていくことは、これは必要
だらうと思ひます。その結果、これは都道府県や市
町村に一括補助金を、指定補助金ということにな
つたらいいじゃないかというふうな意見が
行革から出るのには私は筋だと思ひますが、どの分
野に補助金を出すべきか、どの分野は補助金を出
すべきでないというふうなことは、私は政策決定
の問題だらうと思ひます。ところが、今日の行革
ではその辺が混同されておる。混同されているがゆ
えに、いま言ったように行革に聖域なしという言
葉の中には、恩給だらうと年金であらうと、社会保
障制度であらうと老人の福祉であらうと、切れる
ものは切れるよというふうな発想が出てくる
。私はこれは重大な間違ひだということを言
ひたいわけなんです。

そこで、今度出された改正案につきましても
そういう考へがあつたか、私はどうもあ

るような気がするんですよ。たとえばさつき追
及された実施時期のような問題でもどうもそう
いう心配が出てくる。したがって、これは行革問題
の論議のときに大いに政府の見解も承りたいと思
うけれども、少なくとも政策選択という政治的な
課題は行革の領域ではない、そういう点を明確に
した上でこれからの恩給問題やあるいは年金問
題、福祉問題、こういった問題にぜひ入つてい
きたい、このことをまず冒頭申し上げておき
たいと思ひます。

次に、行革の方に来ていただきましたので、ま
だ臨調の具体的な内容が出てまいりませんから
答えしにくいと思ひますが、いま私が
申し上げましたようなことについて今日時点で
管庁としてはどういう考へなのか、この点をお
伺ひしたいと思います。

○説明員(増島俊之君) 行政改革とは何かとい
う、非常に意味では理論的な問題提起という
ようにお聞きしているわけでございしますが、先
ほどの大臣の御答弁の中からは御説明としては
足りていないかというふうに考へられます
が、もう少し事務的な補足をさせていただきます
と、先生の御指摘のように、従来の行政改革とい
いますのは、たとえば総定員法あるいは定員削減
計画、あるいは一省庁一局削減あるいは特殊法人
の統廃合のように、ある政策が決定され、その政
策を前提として、その政策をより能率的に、ある
いはより経済的に効果的にする仕組みの改革とい
うもの、それが従来の行政改革としましては主
として論議されて、また推進されてきたことであ
るというふうな考へております。しかしながら、
行政改革のいわば改革作業といふことが、検討
といふことは、やはりその行政改革の裏にあり
ますという実態的な要請というのがあるわけで
ございまして。その実態的な要請は、ただいま大
臣から御答弁がありましたように基本的な財
政上の問題、あるいは社会経済情勢の変化とい
うものがあるわけでございまして。

でございますので、これからのいろいろ検討される
こととございまして、第二臨調の中で行政の責任領
域の見直しという項目が入っているわけでござ
います。この行政の責任領域の見直しといふのは、
やはり従来のその一定の政策といふものが前
提とされて、それをより経済的に、効率的に、能
率的にする仕組みの改革とは少し趣の違つたもの
が入っている、そのことがむしろ第二臨調の
いわば課題として掲げられているということ
でございます。この点につきましては、これを別の角
度から見ればやはり政策領域のものについても
検討の対象になるという考へ方であるというふう
に私どもは理解しております。

○片岡勝治君 わかりました。しかし、大変重大
な問題を含んでおるいまの考へだらうと思ひま
すが、しかしこれは臨調が発足してまだその作業
も進んでおりません。具体的にどういふものが
出てくるか明確ではございませんが、そのときに
この問題については十分論議をしていきたいと思
ひます。

またまた、行管庁はこの程度のことと結構だ
と思ひますが、ちょっと先に進んで、行管に
関係があることを一つお伺ひしたいんですが、恩給
関係には都道府県あるいは市町村に対する機関委任
事務あるいは団体委任事務というんですか、そ
ういふものは若干ありますね。

○政府委員(小澤鐵雄君) ございませ
ん。

○片岡勝治君 全然ありませんか。それでは行
管の方、結構です。

それでは次に恩給、これもいままです。具体的
にいろいろここで質疑、論議をされた問題であり
ますけれども、年金制度あるいは社会保障制度の中
における恩給の位置づけ、抽象的に申し上げま
すとそういう課題について二、三お伺ひしてみ
たいと思ひますが、ずばり言つてこれは
どういふふうに認識をされておりますか。他の同
じような制度、公務員共済あるいは一般労働者の
厚生年金等の社会保障制度、あるいはその他の福
祉関係の制度の中における恩給の位置づけ。

○政府委員(小幡鐵雄君) 恩給というのは、これまたたびたび申し上げておるわけですが、非常に厳しい制約の中で長年公務員として公務に従事した方々、この方々がおやめになったとき、あるいは亡くなったとき、あるいは傷を負ったとき、そういったとき国の補償として差し上げる、それも法律に基づいて差し上げる年金である、このように理解しておるわけでございます。他方、いま先生のおっしゃったようなゆるゆるの年金というのは、一定の掛金のもとで保険数理に基づいて、まあある意味では相互扶助的な意味も含めながら社会保障的な処置をしていくという制度であるかと思ひます。

いま申し上げましたように、恩給は非常に国家補償的な意味合いが強いわけですが、ただ、やはりそういった長年御苦労された方々に対する生活の支えとしての意味を持つておるわけでございますから、ある意味では社会保障的な手法も取り入れながら、他の年金制度等も横ににらみながらいろんな改善を図っていくと、こういうふうな考え方、これが恩給の考え方であるというふうに申し上げたいと思ひます。

○片岡勝治君 これまでもういふこの問題について質問もされ、関係当局からも答弁がなされておるわけでありまして、一つには、いまお話のありましたとおり、一つの国家補償的な性格というところでございます。これは特に軍人の場合にそういう性格が非常に強いと思うわけでありまして、もう一つは一般公務員、かつての共済以前の公務員に対する一つの保障、こういうことがあるわけでありまして、いわゆる国家補償ということといふ共済年金のいわゆる給付というものの性格は、ずばり言つてどういふふうな性格が違うのか、その認識についてお伺ひをしたいと思います。

○政府委員(小幡鐵雄君) これは法律でも、国が国庫をもつてこれは支給するんだということを明確に述べておられますし、それから、もちろん戦前において文官等については、いまの掛金に見合う

ような国庫納金というのはあったわけでございますが、これもきわめてわずかで、しかもいまの年金制度のようにそれを基金として、そこからいろんな給付を生んでいくという形ではなくて、これは国庫納金として完全に入りまして、給付については全部国庫がこれを負担すると、こういうたてまえで運営されておるわけでございます。

○片岡勝治君 つまり、大きな制度上の差としては掛金の有無、もちろん旧公務員の恩給適用者については若干の納付金という制度があったわけでありまして、掛金というものがなかったというところが基本的な差であるわけでありまして、そこで、戦争という異常な事態、その犠牲者に対する国家補償ということになります。しかし、掛金がなかったということによって、一般公務員の災害補償、一般労働者の災害補償等に比べて悪い、水準が低い点があるところが多々あるわけでありまして、つまり掛金がなかったからこの程度でやむを得ないじゃないかというふうな考えがもしあるとすれば、これまた大変重要な問題なんですから、多少遠慮がちなところがあるという意識が働いて他の横並びの制度の給付と若干違うということがあるんじゃないですか、率直に言つて、遠慮がちなところが、そういうことはないんですか、全然。

○政府委員(小幡鐵雄君) 先ほども申し上げましたように、これは国家補償という精神ではありますけれども、やはり公務員をやめられた方、あるいはその遺族の方、こういった方々の生活の支えという意味では、先ほど申し上げましたように社会保障的な意味合いを多分に取り入れておるわけでございますし、また、そういう意味での最低保障といったようなものについては、これはほかの公的年金との横並びを絶えずにみながらやっておるわけでございます。まあ、これは予算の立て方といひますか、先ほど申し上げましたように、ほかの公的年金ではいわゆる拠出金、掛金、これを中心にして置いているんな制度を考えておられる、片や恩給におきましては全額国庫ということ考

えておる、そういった意味での違いといひますか、あるいは予算の枠の制約といったようなことはあるいはあるかもしれないが、考え方自体は、いま申し上げましたように、これは掛金をやらないから遠慮するんだとか、若干遠慮すると、そういった気持ちはございません。

○片岡勝治君 そういうことでありますれば、社会保障制度の一環として私は明確に位置づけたいと思ひます。しかし実際にそうじゃないです。つまり国家補償、全額国庫負担だ、また、いまは財政危機なんだというふうなことが連動して考えられますから、いま言つたような他の制度との格差が生まれてくると思うんです。むしろ、ですから私は、これもこれまでここでいふ意見が出されました、恩給というふうな名前それ自体を変えたいじゃないかと。やっぱり恩給というところの印象からいま申し上げましたような多少遠慮があるんじゃないか。恩給受給者は納付金をいままで一銭も納めてないじゃないかと、あるいは戦争という異常な事態で、戦争に行つた人ばかりじゃない、内地にいたつて多くの人が殺されたじゃないか、そういうようなことがあるものだから、まあ多少謙虚な気持ちで受給者がいるということ、あるいは恩給を支給する側の政府あるいは担当の局で謙虚な態度にいらつてということ、私はこれは麗しい姿だと思ひますが、そういう非常にいい姿だと思ひますが、恩給制度そのものを非常に他の制度と違って格差をつけている基本的な、根本的などうも要因のような気がしてならないと思ひます。

どうしてこういうことを申し上げますかという、あなた方はそういう、恩給というのは他の制度と基本的に違うんだというふうな立場で、いろいろ一生懸命努力をされておる点は十分私も理解するんですよ。ところが、これからこの委員会では審議される国家公務員の共済年金の改正案等、あるいはこれはすでに通過した法律案でありますけれども戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、これについて園田國務大臣はどう

いう提案説明をされているかという、いろいろ前文がございまして、第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。改正の第一点は、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるものであります。これは同じような性格の対象ですからわかるんですよ。その中でも、障害年金の額は恩給法に準じて、第一項症というんです、の場合現行三百四十七万云々をいつから幾らにする、また遺族年金及び遺族給与金は先順位者の額を恩給法に準じて引き上げ云々、こういうふうにして恩給法が準拠されておるわけですね。まだこれは同じ性格ですから、戦傷病者戦没者遺族等援護法ですから性格はほとんど同じであると言つていいでしょう。

ところが、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案提案理由書、これを見ますと、こういうふうにして書いてある。これはまだこちらの方には参つておりませんけれども、大臣の趣旨説明はこういう言葉です。「ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている年金につきまして、別途、本国会で御審議いただいております恩給法等の一部を改正する法律案による改善措置にない所要の措置を講ずるとともに、云々と、こういうことですね。つまり共済組合で今度改正する年金等の内容は、恩給法が変わつたから、恩給法の基準がこうだから変わりますよ。こういう提案なんです。あるいはまたその中で、つまり年金の額ですね、「本年四月分以後、年金額を引き上げること」としてあります。なお、引き上げにつきましては、恩給における措置にない、昭和五十五年度の国家公務員の給与の改善内容に準じ、云々と、こういうこと。つまり、これも恩給がこうなつたから公務員の共済組合の年金というものはこういうふう

うになりますよ。次に第三番目もこうですね、「公務関係年金及び長期在職者の受ける退職年金等の最低保障額を、恩給における措置にない改善すること」といたしております。第三に、国家公務員共済組合法に基づく遺族年金に加算される寡婦加算の額を、厚生年金及び恩給等における寡婦加算の額との均衡を勘案して引き上げることとしたしております。これが国家公務員共済組合の改正の法律案説明、政府の方針と。

つまり、明らかに恩給が基準になっている。恩給がこうなったからこういふふうになりますよということがあります。さらに公企体の共済組合法の改正の提案説明も全く同じですね、いまと。すべて恩給がこうなったからこれはこうしますよ、次にこういう問題は恩給がこうなったからこうしますよということでありますから、あなたのいままで私の質問あるいはその他の方の質問に対するいろいろ答弁を聞いておられますと全く逆なんです、これは。全く逆。つまり、いまや恩給というものは公務員のみならず、厚生年金からすべての年金福祉、そういうものの基準になっているというところで、実際これを見ると、もしこれが間違いない訂正してもらわなくては困るんですよ、大臣の提案説明書ですからね。しかし、あなたの答弁を聞いてみるとそうではない。他の公務員の給与あるいは年金、そういうものに見合っただんだん社会保障的なものを取り入れていきたい、あるいは取り入れてきたと、こういうことになっていますね。発想がまさに逆なんです、これはいづれが正しいのでしょうか。

○政府委員(小倉鐵雄君) 共済年金法につきましてはまたしかるべき担当の方に御説明いたしたところかと思いますが、いま先生お読みになったところをお聞きいたしております、ほかの共済年金制度が恩給にならなくて申しておられるのは、先生御承知のように共済制度というのは恩給制度をそのまま引き継いできたわけでございます。国家公務員については、昭和三十四年に恩給公務員をそのまますと引き継いだわけでございます。また

公企体については三十一年、あるいは地方公務員については三十七年に恩給の制度を引き継いでおるわけでございます。したがって、既裁定の方、要するに恩給部分も持ち共済部分も持っておるという方がたくさんおられるわけでございます。いまのところ、恐らくほとんどの方がそういう方じゃないかと思っております。したがって、その恩給、まあ既得権といえますか、こういったものをそのまま受け継いでいくという面も多分にあるんではないかと、というふうには考えるわけでございますが、なお詳しいことは大蔵省その他からお答えいただいた方がよろしいかと思っております。私はそのように考えておるわけでございます。

○片岡勝治君 いや、私は恩給の性格なり基本的な考え方をあなたに聞いた上でいまの質問をしたわけなんですけれども、大蔵省の閣僚の方に来ていただいたお話を聞いて、いま私が読み上げたのは恩給局の提案説明じゃなくて大蔵省なりその他の部局の提案説明でありますから、そこからひとつお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(小倉鐵雄君) ちょっといまのお答えに補足したいと思っております。

先生先ほどおっしゃいました、恩給が社会保障的な手法を取り入れてきておるという点でございますが、これは、従来恩給としてはそういう手法のなかった、たとえば最低保障制度、こういったものがほかの公的年金でできると、やはり恩給としても多分に生活の支えと——何遍も申し上げますが、生活の支え的な意味からそういった社会保障的な手法も取り入れていかざるを得ないというふうなことで、私、他の公的年金との横並びとあるいは他の公的年金を考えながら申し上げたのは、そういう手法についてでございます。

○説明員(野尻榮典君) 現在の共済年金の性格についてちょっと御説明申し上げますが、昭和三十四年に恩給等の旧制度を引き継ぎまして現在の共済年金に至っているわけでございます。

現在の共済年金の主たる性格というのは、やはり社会保障制度としての公的年金という性格が中

心に据え置かれていというふうにはわれわれは考えております。ただ、それだけかと申しますと、この共済年金の一番の根拠法は国家公務員法でございます。国家公務員法に、忠実に勤務した職員に対しては年金を支給しなければならぬ、その年金を支給するための法律は別途定めるといような規定が根拠になっておりますように、公務員制度の一端という位置づけも同時にされているというふうには理解しております。さらにまた、先ほど恩給局長の方から御説明ございましたように、恩給制度を引き継いでいるという沿革から申しまして、また現在の年金受給者の全部が過去の恩給制度を持った年金受給者であるということからも、経過的にはその期間の中の一部に恩給期間を含んでいるという意味において恩給的性格もその部分についてはある。こういった複雑な仕組みに、仕組みといいますが性格が与えられているというふうには考えているわけでございます。

そこで、先ほど衆議院での提案理由説明のお話でございますけれども、先ほど恩給局長が御説明したとおりでございます。私どもが抱えている年金受給者のほとんど全部が過去に恩給期間を持っていた方々でございます。したがって、その恩給期間を持っていた方々のその恩給期間の処遇の仕方は恩給に準じて行おうというのがやはり筋道というふうには考えておりますので、今回御提案申し上げている法律案の改正内容は、五、五、五と申すうち、そのうちの二つの点が恩給における措置にならった改正点、あとは厚生年金等とのバランスの問題、その他あとの二つは共済年金独自の改正点、こういうふうな御提案申し上げていただいております。したがって、最初に二点の部分については、確かに御読み上げいただきましたとおり、「恩給における措置にない」という文言で御提案申し上げているのとおりでございます。

○片岡勝治君 そういうことであれば、恩給と他の共済組合の関係が大きく格差があるという理屈は出てこないんじゃないですか。恩給部分を含む

現在の共済組合の給付というものの、給付を受ける部分の中に恩給の要素を持っている、それは私も認めます。しかし、大部分という数はどうですかね。もうすでに戦後生まれの人が相当出てきておりますからね、しかも新しく分離をしたというのはその後ですから。むしろ大部分は恩給とは無縁な人たちだといふふうに言えるんじゃないんですか。それは率に別にして、あなたのような理屈でいけば共済組合と恩給とのそこに格差があるはずがないじゃないですか、そうすると。つまり、共済年金というもののの中に恩給の要素を持っている人がいるんだから、どうしても恩給に並ぶという事になれば、こっちはこっちはそのとおり実行するということであれば格差が出るはずがないじゃないですか。

○説明員(野尻榮典君) 現在の年金受給者のうちの退職年金でございますけれども、この全受給者のうちの約六割が——約六割といふのは一人一人の期間のうちの六割とお考えいただければいいんですが、たとえば一人一人が三十年の勤続年数があるとなれば、そのうちの六割部分が恩給期間ということにまだなっております。いま発生している年金者といふのは、現在やめても昭和三十四年から現在までまだ二十二年しかたっていないわけでございますから、いまやめる人でもさらに十年近い、十年以上の恩給期間を持っている人がいます。また現在に在職しているわけでございます。したがって、いま退職して年金受給者になつていという方は全部恩給期間を持っているというふうには考えてよろしいかと思っております。そこで、したがって、つい最近やめた人の恩給期間といふのは十年くらい、昭和三十年代にやめた人はもう二十年近い恩給期間を持っていると。これの全体平均で六割がまだ恩給期間だといふふうに申し上げていただいておりますが、今後どんどん恩給期間の方が短くなって共済期間の方が長くなっていくというのは当然でございます。

したがって、まだ十年近く先までは恩給期間を持っている人が退職していくというふうには考

えておりますけれども、やめた年次によつて恩給期間の持ち方、その長さがそれぞれ違つてゐることは確かでございます。したがつて、今後恩給期間がどんどん短くなつてくるに従つて、その短い部分についてだけ恩給にならうと、長い方の共済期間はどうかという問題はまた別途出てまいります。これにつきましては、現在まだその期礎俸給のとり方等につきましては恩給と似たような基礎俸給のとり方を現在の共済年金もしておるものですから、そのところは恩給のベース改定の仕方というものをなつてゐるというのが事実でございますが、今後の問題としては、そこをどうするかというのは共済年金自体の大きな問題になつてくるであらうというふうに考へております。

○片岡勝治君 つまり、公務員で恩給部分を持つてゐる者が相当数いるというところは確かに現実であります。しかし、そういうものを持つてない人と持つてゐる人と差別はないんでしよう、共済組合法という一本の法律の中に、これあるんですか。

○説明員(野尻栄典君) これは差別と申しますか、共済年金に切りかえる際の約束事でございますけれども、恩給期間については恩給法の年金額の算定の仕方ですべて計算する、したがつて基礎俸給のとり方も恩給だと最終俸給をとりまします。ところが共済年金に移つた後はその平均俸給をとりまします。そういうふうな算定の基礎俸給のとり方も違ひます。それからその俸給に掛ける支給率、このとり方も、恩給期間については恩給の支給率をとる、共済に移つた後は共済の支給率をとる、そしてお互ひに計算したものを合算したのをいま経過的な共済年金と称してゐるわけでございます。

○片岡勝治君 ですから、だんだんつまり共済一本の人が現実にはふえてきてゐるわけですから、当然その辺の調整は物理的にやらざるを得なくなるわけでしょう、これは。だんだんふえていきますからね。ですから、そういう点では恩給と共済との

の、私は高い方がいいと思ふんですよ。しかしいろいろ細かく見れば恩給が非常に不利になつてゐる。あるいは逆に恩給よりも共済が不利になつてゐる点があるいはあるかもしれないけれども、それはそれとして、だんだん接近をしていくというところであれば、当然そういうものに、給付の内容につきましても当然これは整合性といひますか、近づけていかなければならぬと思ふわけでありまします。

それよりも何よりも、つまり恩給法適用者が亡くなられた、あるいは共済組合適用者が亡くなられた、そこに大きな支給の差があるということについては、原則的にはそういうことがあつてはならないであらうというふうに私は考へるわけでありまします。ですから、そういう点では公務員の給与が人事院、いわば第三者機関でつづつた、もちろんいろいろ問題がないとは申し上げませんし、あると思ひますけれども、一応第三者機関がつくつた、人事院でつづつたこの給与体系、それに基づいて一つの社会保障制度、公的な社会保障制度としての共済組合の各種の給付があるわけでありましますから、恩給が少なくともそれに到達してない部分についてはそれに合わせるべきではないかと、そういうことをまず考へてやつていかなければならぬけれども、いま言つたように、逆に恩給の基準に公務員が合わされていく。

いまいろいろ御説明がありましたけれども、しからばお尋ねいたしますが、実施時期について八月とか六月とか十二月、各種によつて違ひますね。ベースアップにつきましては、つまり仮定俸給につきましては四月からこれは四・二ですか、もちろん多少幅を持たせてやっておりますが、これは四月実施、公務員ベースアップそのとおりでありますけれども、公務員扶助料は八月、傷病恩給は八月、それから傷病者遺族特別年金は、八月から増加非公務員扶助料の最低保障額の引き上げ等を勘案して引き上げるほか、さらに同年十二月からこれら遺族の置かれてゐる事情を考慮して特別増額を行う。これはそうすると、傷病者遺族特別

年金というのは八月と十二月に分けてやるわけですね。それから普通恩給は六月、それから扶養加給は四月、特別加給は六月、長期在职旧軍人、これは十月、よくもこう細分化して引き上げの時期、給与改善の時期をこんなにはばらばらにしないかならぬのか、こういうところは行政改革でちやんと統一してもらいたいと思ふんですが、それは別な話でありますか、そうするとういうこともあれですか、いまのあなたのおっしゃる論理に合うわけですか。こういう差をつけて、四月、六月、八月、十月、十二月、こういうふうな引き上げをしなきゃならぬ。こういうこともつまり恩給部分を含んでゐるから、こつちの方に適用しなきゃならぬという理屈になるんですかね、これは。そのことをよく教えていただきたい。

○説明員(野尻栄典君) 共済年金に移りました後、つまり昭和三十四年以降につきましては、退職年金というこれのベースアップを除いたものは余り恩給にならなないのです。ここでもなぜなつてゐるのがあるかといふと、昭和三十四年以前に恩給制度と旧共済制度が並列してゐた時代がありました。旧共済制度時代にやめていた方々、現業の雇用人というふうにお考へいただければいいと思ひますが、そういう方々の年金を現在まだ共済組合が支払つてゐるわけでございます。そういう方々の年金は恩給と全くバランスを合わせた処理の仕方が妥当というふうに考へられますので、その方々を主たる対象者とした最低保障額の引き上げ等についてはすべて恩給の措置にならわつていただいているということでございます。三十四年以後に新しい共済制度に移つた後の方々にては、その取り扱いについては、ごく一部を除いては、そういうものの該当がないということになつております。

○片岡勝治君 しかし、まずその前に、なぜこういふふうなばらばらに、これは恩給そのものの課題であります。その点からそれを先に聞かなければならなかつたわけですが、なぜこうばらばらにしないかならんのですか。これはやっぱ

りさつき申し上げました行革路線に多少沿つたわけですか、経費節減ということですか。

○政府委員(小熊鐵雄君) 昭和五十六年の改善におきまして、各恩給の改善をいま先生御指摘のようならばらばらの実施時期をとつておるわけでございます。一番早いのがいま御指摘の四月にベースアップ、要するに公務員のベースアップにならまして給与改善を図る、これが四月でございます。それから六月と申しますのは普通恩給の最低保障、これにつきまして、まず四月のベースアップはもちろん行方でございます。その後特段の最低保障の改善、これを六月に実施するということになつておるわけでございます。それから八月でございますが、これは公務員扶助料とか傷病恩給とか、さらに特段の改善を図るというものにつきまして、やはり四月にベースアップをいたしました。それからその後の特段の改善について八月に実施する、こういうふうなぐあひになつておるわけでございます。

先生御指摘のように、確かにこれを一本化するといふのは事務効率といひますか、こういふ面からも非常に望ましいわけでございますし、また一般の受給者からもそういう要望はたくさん出ておるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、非常に厳しいシーリングの中でいかに内容をきめ細かく濃くしていくか、こういう点になりますと、たとえば公務員扶助料を一カ月繰り上げることによつて五十億円の金がかかる。その場合、一カ月繰り上げた方がいいのか、中身を充実して来年度からは金額差を上げるという方がいいのか、これはいろいろ受給者の御意見も聞いたり、また部内でのいろいろ検討した結果、そういういま先生御指摘のような実施時期がばらばらになると、こういうような結果に相なつておるわけでございます。

これは行政改革に沿つたかどうかということになりますと、確かに財政の非常に厳しい中では恩給改善をいかにやっていくかということで、財

政的ないろいろな窮乏をどうやっていくかという
ことに對する一翼を担っておるのではなからうか
とは思いますが、その趣旨といえますか、
考え方はいま申し上げたようなことでございま
す。

○片岡勝治君 この実施時期がそれぞれの給付要素によつて全くばらばらで、これがすべて八月に一斉に統一するならまだわかるんですけれども、何でこんなに四、六、八、十、十二月ですか、かくも細かく分けたなということにむしろ私は感心するんですが、この作業だけでも大変だと思ふんですよ。これはまた全部給付を出すんでしょう。ですよ。これはまた全部給付を出すんでしょう。二百何十万。全員かどうかはわかりませんけれども、最初からもうやつちやうんですか、それは。まあそれはいいでしょう。事務的なことも多少大変だろうということなんです。

そこで、もとに戻ってさらにお伺いしたいんですが、たとえば給付時期を共済組合の方で統一した場合に、恩給の方がそれにならうということとは別に支障ないわけでしょう。

○政府委員(小泉鐵雄君) いま申し上げましたような、たとえば普通恩給の最低保障、これは大体共済年金その他の公的年金にならっておるわけでございまして、したがって実施時期等も六月というような一緒の実施時期になっておるわけでございます。ただ、公務扶助料の特段のかき上げとか、あるいは傷病恩給のかき上げとか、こういうったものにつきましては恩給独自の手法でやっておるものでございますので、いま申し上げたような財政との絡みといたしますか、シーリングとの絡みでそういったばらばらの月が出てきた、こういうことでございます。

○片岡勝治君 いや、私の聞いているのは、つまり大蔵省の方の公務員共済の場合に、恩給法にならって云々ということの実施時期については共済組合独自でやった方がいいわけでしょう、これは。まあ、共済組合でやれば恩給がならうと思われどもね。

○説明員(野尻栄典君) 先ほども申し上げました

ように、主として恩給時代に退職された公務員の方とのバランスで、その当時、雇用人で退職された方々の旧共済年金をどういうふうに扱うか、こういう観点から最低保障額等を引き上げるわけでございますから、文官としてやめられた方々とのバランスを考える以上、その引き上げの実施時期等についてもやはり合わせていく方が妥当であらう、こういうふうに考えております。

○片岡勝治君　しからばお伺いいたしましたよう。
この公務扶助料、今度改善をいたしましたね。こ
れは山崎委員の質問にもありましたけれども、こ
の額は一般職に逆に適用すると何等級何号の人に
なりますか、この給与は。

○政府委員(小龍鐵雄君)　いまのはちょっと、何

等級何号というのは、公務扶助料の月額十万三千円、これが現在の現職の公務員の何等何号という意味でございましょうか。

○片岡勝治君 現職の公務員が公務で亡くなった場合に月額十万円の、あれは何というのか、遺族年金ですか、公務……ちょっと名前は……。

○政府委員(小熊鐵雄君) 共済は遺族年金でございます。

○片岡勝治君　遺族年金。この対応をした場合に、つまり現職の公務員は何等級何号の人が不幸公務のために亡くなられた、その年金が十万円だ。と。この何等何号俸。

○政府委員(小原鐵雄君) 公務死亡の場合の、現職公務員の場合ですが、これは災害補償法とそれから共済組合法、両方かぶりまして、両方から年金が出るようになっておるわけでございます。それで、何等級何号というお答えは非常に計算が複雑でございますか、いろんな場合ございますので、

なかなか何等級何号ということでお答えするのは非常にむずかしいと思うんですが、仮にいまのは非常にむずかしいと思うんですが、仮にいまのは金額がどの程度になるんだという御質問であれば、いまちよつと一つ例、ここにごさいますので申し上げますと、高校を卒業して仮に自衛官になつて一年程度、一等陸士といいますが、そういつた方が公務死したと。しかも、その方の親、父と

か母に年金が出る、こういう場合を一つ想定しますと、災害補償法の遺族年金では、これが普通公務務であれば五十五万三千六百円、特別公務務であれば八十三万三百円。それから、共済の方の遺族年金が四十九万二千円。両方合わせまして、普通公務務であれば百四万五千六百円、それから特別公務務であれば百三十二万二千三百円。ですから、その大体十万、月額十萬三千円と申しますのは、百二十三万六千円ですか、になりますから、大体その辺の、まあ真ん中ぐらいのところかという感じでございます。

○片岡勝治君 これ、自衛隊でいけば、いわば最下級と言っても失礼でありますけれども、最も低い層と同額ですね、最低保障が、恩給の公務扶助の今度引き上げしても。だから、いままでの答弁からすると、こういうふうな具体的な数字を出せ

は大きな差があるわけですよ。だから、本心に於いて給部分を含んでいるものほどうしろで、またその逆として準拠しなきゃいけないんだと。そしてあるならば、いかんにも思うんですけれども。そうであるならば、いかんにも公務扶助というのはひどいじゃないか。これを公務員の給与体系に直せば、恐らくあれでしよ、八等級ぐらいじゃないですか、これは。高卒一年——高卒というのはいまないので、かもしれないけれども、最下等の八等級程度の人が不幸にしして亡くなられた場合の年金というのが月十万円と。いうことになるわけでしょう。

○説明員(野尻栄典君) 十万三千円を現在の俸給表だけで見てみますと、確かに八等級の十号俸くらいになります。高卒で入ってきた初級職の初任給は八等級の三号ですから、入省後六、七年たっているくらいの本俸と見合っていると、こんなよ

うな感じだと思っています。ただ、現在の共済年金で、公務死によって支払われる年金額は退職年金と同率というのが原則でございます。つまり退職年金は二十年勤めて本俸の四割を出すというのが退職年金ですね。したがって、それと同率ということにしますと、この十万三千円を四割で割り戻したのがその人の本俸ということにならないとい

けなないわけでございます。それで割り戻すと二十五万八千円くらいになります。二十五万八千円くらいは、本俸の人が公務で亡くなると、その四割が遺族年金として支払われる。その二十五万八千円ぐらいの階級の俸給をもらう人たちのグレードを申しますと、三等級の十号か、四等級の十四ないし十五号といった、わりあいの中堅以上の方々の退職年金と同額のを遺族年金として、最低保障として保障していると。わりあい高い水準であると私どもは考えております。

○片岡勝治君 この最低保障額について、国給受用者と公務員、それから一般公務員でない労働者の労働災害の年金、それからまあたくさんさんのものがありますけれども、非常に大きな差があるわけですね。

一つ特徴的な問題を例に出して申し上げたいと思うんですが、警察官の職務に協力して不幸命を落とした方に対して年金が支給される制度ができておるわけでありませうけれども、たとえばついせんだって、お年寄りが川に落ちておぼれかかっているのを通りがかりの人が救い出した。しかし、自分は力尽きて亡くなったという大変不幸な問題があったわけでありませうが、こういう方に対して年金が支給されるわけでありませうが、これはどういう計算によつて支給されるのか、警察庁の方。○説明員（小池康雄君） 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付年

金の計算方法についてお尋ねだと思いますが、これは年金の算定基礎となる給付基礎額というのがございます。給付基礎額に一定の支給率を乗じて計算するわけでございますが、この給付基礎額というものは最低額と最高額が決められておりまして、最高額というのは、これは事柄の性格上警察官がそこにおれば当然警察官が行ったであろうことをかわりにやっていたというようなことでございますので、最低額といったしまして警察官の俸給、国の俸給表で言いますと公安職俸給表（）の七等級十六号俸、これが巡査の中位号俸でございます。それから最高額といったしましては、警視

の階級にある者の俸給、同じく公安職俸給表(一)の特三等級の十号俸、これは警視の中位号俸でございます。この間に現実にはその災害を受けられた方の所得というものがあれば、現実のその額を給付基礎額にいたしますが、全く収入のない方でもただいま申し上げました最低額、それから非常に高い収入の方は最高額で抑えられ、そういう給付基礎額という、これは日額でございます。公務災害補償の平均給付額に相当するものでございしますが、これを基礎額にいたしまして、先ほど申し上げました支給率というのは、この制度というのは国家公務員災害補償法の規定を参照して定めることになっておりますので、全く同じ支給率を使ひまして計算すると、こういうふうになっておるわけでございます。

○片岡勝治君 現時点その日額。

○説明員(小池康雄君) 現在の給付基礎額の最低額は五千四百円でございます。それから最高額は九千三百円ということになっております。

○片岡勝治君 ついでに一つでと云っては大変失礼ですけども、これはどのくらいの人数になつていきますか。人数はおわかりですか。これはちょっと質問要旨にお渡ししてなかつたんですが、ここ数年間の状況をお知らせいただきたい。

○説明員(小池康雄君) 年間その対象になります数というのは、年によって若干ばらつきがございますが、五十五年中について申し上げますと、死亡した方が九名、傷病の方が三十一名でございます。

なお、現在遺族給付年金を受けておられる方は八十四名でございます。

○片岡勝治君 この制度を見ましても日額五千四百円、まあいわば最低保障の額ですね、どんなに高給者であっても最高は九千三百円を抑えられる、こういう一つの給付額になつていくわけでありまして、これとても私は、非常に給与が低い、あるいは若い人が命を失つたという場合には、しかも人を助けて自分が死んだという場合でありますから、大変お気の毒な者に対する一つの補償で

ありますけれども、これもいまだ数字が出ましたように、ずいぶん大きな格差があるわけでありまして、公務員の公務災害と比べてずいぶん率が悪く、こういうことになっていくわけでありまして、もちろんこうした恩給、年金、民間の年金あからゆる制度それぞれ発足をした歴史的な経過、今日までのいろんな経緯がありますから、なかなか統一的な、あるいはこの水準を近づけるというところは非常にむずかしい作業だと思ふんですが、しかし同じ、非常に近い公務員共済と恩給にいたしましても、あるいはこの法案の審議の過程の中でも格差がある、差があるという意見が出されておるわけでありまして、あるいはまた、公務員と民間企業の各種の年金あるいは労働災害等につきましても、率直に言つて官民格差があるではないかということが厳しく追及されているわけでありまして。

こういった問題については、これまで努力されていくということとは私は率直に認めるわけでありまして、もっと積極的にひとつこの改善、解消のために努力をしていただきたい。特に官民格差などというところは、これはあつてはならぬ問題でありますから、この点は十分ひとつ、これは恩給局とか、あるいは大蔵省の共済関係だけでもなく、もっと上の段階で処理すべき課題かもしれないんですが、この点についてはひとつ重大な課題としてぜひ御努力をしていただきたい、こういうふうに感ずるわけでありまして、この点にひとつ大臣の方から所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(中山太郎君) 先生御指摘の官民格差の点につきましては、政府といたしまして今後十分に検討してまいりたいと考えております。

○片岡勝治君 警察庁の方も結構です。それから大蔵省も結構です。どうもありがとうございます。

次に、今度の恩給改定のいわば基本ともなるべき部分については、公務員の体系に準じて四・二％ですか、平均四・二％の改定を行いましたか、

一律ではなくて若干の差をつけましたね。通し号俸七十号以下四・二プラス五千三百円、七十一号俸から七十六号が十八万八千四百円、七十七号俸以上マイナス二・二％プラス二十九万五千六百円です。これを四十八年以降、四十八年から五十年までは一律だったわけですね。五十年以降こういう制度をとつてきたその理由は、御説明がありまして、公務員の給与改定は下から上まで見ていると必ずしも一律ではない、分析をいたしますとその傾向は若干差があるということでございます。その傾向は若干差があるというわけでござい

うふうにいたしましたことと。大変合理的な改善であり、私も大いに賛成をするわけでありまして、だとして、昭和五十年以前は一律でやってきましたために上の方がだんだんよくなって下の方がそのわりによくならない、こういう傾向があつたから今日のような調整指標というものをつくつてやつてきたと思ふんですが、昭和五十年から今日まで、つまり五十年以前の一律方式でやつてきたために格差が出た、だから今日の方式をとつたわけでありまして、その格差は正の要素というものは五十年以降何らかの形で是正されたのかどうか、そういうことはとれなかったのかどうか、ちょっと昔の話で申しわけないんですが、

○政府委員(小池康雄君) 従来一定率でやつてきたわけですが、これはこれなりの意味があつたんだらうと思ひますが、ただその後、やはり合理的な考え方から言へば、公務員の改善の率だけではないでなく、傾向も移っていく方法はないものかという研究の結果、回帰分析方式というのを考え

出しまして、これを五十年から適用したわけでございます。格差自体は、戦前はべらぼうな十倍倍という格差があつたわけですが、一番上と一番下では、それが現在では六倍程度になつております。で、だんだん縮んできておると、特に途中で仮定の格づけを上げた方は一十号俸ならば下は三十三号俸といったような正もやつてきておりましたので、格差はどんどん縮まっておりますわけでございます。ただ、五十年に何かやつたかということでございます。五十年はいま申し上げたように一律

の改善率を用いただけでございます。

○片岡勝治君 そうすると、四十八年から五十年まで一律方式でやつていった、そのための出たであろう格差は正ということ、特に五十年以降の給与改定といひますか、年額恩給を増額するためベース改定では考慮されてないというふうな理解していいわけですね。これは四十八年、四十九年、五十年三年間で、もしこれは資料があつたらば教えてもらいたいんですが、なければいいです、一体どれくらい格差があつたのか、これは計算したことないですか。

○政府委員(小池康雄君) 計算したことございませんので、ちょっとわかりかねます。

○片岡勝治君 これは一律にやつたために格差が出てくるから今度はこういう方式に改めたというなら、どのくらいの格差が出たのか、その是正はいいんですけれども、ここにこう書いてあるものから、その格差はいつか是正されたのかというところをちょっと気がついてお尋ねしたんです。

○政府委員(小池康雄君) 大した格差ではなかつたと考えていただいて結構かと思ひます。

○片岡勝治君 本当ですか。まあいいでしょう。その後別の角度で是正されている点、私も認めるんですよ。

それから、人事院の方に来ていただいて大変さつき公務災害のことでもちょっとお伺いをしたかったのでありますけれども、その前に、公務災害だけどうして人事院に置くのかということ、を不思議に思つたんですが、これはあなたに質問していいかどうかからぬですけども、人事院はもっと別の第三者機関としてあるべき存在であるのに、私はどうして公務災害の仕事は人事院が担当しているのかというちょっと疑問があつたので、これをまずお答えいただきたい。

○政府委員(金井八郎君) 私が答えするのがよろしいかどうかわかりませんが、公務員の災害補償の実施につきましては各省庁がそれぞれ実施機

関として実施するわけですが、その統一的な運用を図らなければならぬわけでございまして、そういう点でいけば第三者機関である人事院がその実施についての各種の指導調整等を行うのに適当ではないかという点ではなからうかというふうな考へておるわけでございします。各省庁でそれぞれ傷病等の認定をする場合にもまことになつては非常に困りますし、それからやはりそういうものにつまみましては科学的、医学的の申しまうか、そういう観点からも十分に審査する必要もあるでしようし、そういう各種の基準を設定する等につきましても、人事院でそういうものを担当するのがよろしかろうという点ではないかというふうな考へております。

○片岡勝治君 ちよつと前に戻るようでも恐縮でありますけれども、恩給でもそうでありまして、公務員の共済、それから一般労働者の労務災害等の年金、これは死んだとき、亡くなられたときのいわば賃金が基準ですね、まあ多少計算方式はありますけれども、私は不思議というか、この点は大変気の毒だと思ふのは、仮に三十歳で亡くなられたら三十歳という給与で言うところのくらゐなところになりますか。三十歳というところ等級何号、概略でいいですから、どのぐらゐになりますか。

○政府委員(金井八郎君) ちよつと手元にございます資料では、大体三十二歳ぐらいで六等級の十号、その方の平均給与額が六千円ということになります。

○片岡勝治君 つまり、六等級十号の人が公務のために亡くなったという場合にこれを基準にして年金が出ますね。ところが永久にこの人は六等級十号の給与でしよう、五年たとうが十年たとうが二十年たとうが。しかし、この遺族の方は、仮に奥さんがいて子供が二人いたという場合に、五年たてば五つ子供は年がふえるわけですね、だんだん扶養のお金がかかる。もちろんベースアップはあるんですよ、いま言ったように恩給と同じようにベースアップはありますけれども、六の十の基

本給というものは未来永劫変わらないんですよ、これは。しかし、それじゃ三十二歳の人が三十五歳、四十歳、四十五歳、五十歳になつても全く六等級十号の給与の年金しか受けられないというところではもうこれは生活はできませんね、常識的に考へてできない。もつと気の毒な人は、もつと若くして死んだという場合のその遺族、永久にそれは二十五歳のときの基本賃金、これが土台になつて計算をされますから、それから三十年たつてもベース改定がなければ同額なんですよ。これはすべての年金制度にかかわる問題ですね。特に日本の労働賃金は年功序列だという特殊な事情がある。それがそうさしているのかもしれないが、しかし、いまはこれを直すわけにはいかぬ。こういうことを考へると、これは少し何とか考へなければ、年金制度のいわば基本にかかわる問題であるかもしれないけれども、しかし非常に私は深刻な問題だと思ふんです、遺族にとつてみれば。こういう問題について検討されたことがございしますか。

○政府委員(金井八郎君) 確かに御指摘のとおり、現在の補償体系というものは平均給与額を基礎にいたしまして、御指摘のような計算の仕方では補償してあります。そういうことで、若年者で死亡した場合に、その遺族に対する年金はその職員が死亡したときの平均給与額が基礎になつて、たとえベースアップはございしても、やはりその金額で年金額がずつと出るといふことになりまして、まさにそういう問題は御指摘のとおりでございします。

ただ補償法の体系そのものが、これは労災保険もそうでございしますけれども、いわゆる稼働能力の喪失を補てんするというのを第一義にしてあります。そういうことで、亡くなられたときにどのくらい稼働能力があつたかということが基礎になつてすべて算定するようになつてしまつておりますので、こういう結果になつてしまつて、私どもも、若年者の補償については手薄だといふいろいろの御意見もちょうだいしておりますし、特に衆

参議院の内閣委員会から附帯決議でもその点の指摘をちょうだいしておりますので、内部におきましてもこの若年者の補償をどうしたら改善できるかという点で種々検討をいままでしてきておりますし、内部に専門家の会議を設けてその点を中心にいまも検討しているところでございします。

確かに年功序列賃金体系がまだ強いわけではございます。ただ民間の企業の中には、必ずしもその年功賃金体系だけではない企業あるいは職種というものも相当ございします。そういうことで、労災との均衡をとつて種々考へていかなければならない点もございしますし、さらに改善策としては、たとえば平均給与額の最低額を設けるとかあるいは補償金額自体の最低額を設けるとか、いろいろ考へつくわけではございますが、いずれも補償法の基本体系にかかわることではございますのでなかなか困難な点でございします。しかし、問題点は十分に認識しているつもりでございしますので、今後もその点につきましましては、やはり鋭意検討努力をして何らかの方法を見出したいというふうな考へております。

○片岡勝治君 先ほど、警察官の職務に協力して亡くなられた方の年金につきましても、ことしですと、五千四百円になつた。一年前は五千二百円です。ベースアップがなければ、春闘でもゼロだというような時代がずっと続く、この人は永久に五千円なんです。日額五千円で計算をした年金しか受けられない。特に若者の場合には、いまもお話がありましたように、そのときの賃金が、未来永劫その遺族が死ぬまでその基本賃金というものを基準にした年金になるということですから、これは今日のインフレ時代では、公務で死んだら先行き政府の、国の補償はないに等しくなるわけですよ、インフレがどんどん激しくなつていけば、だから私は、こういう年金制度であれば、若者よ死ぬな、いまの国家補償は若者に損になつて死んだと言いたいんですよ、これは。まあ年とつて死んでいいということとじゃありませんけれども、若者のうち死んだら

遺族がかわいそうなんだと、そういう制度なんです。

かつて自衛隊でも、厳しい演習で、池の中にもぐらして少年兵を殺しましたね、何人か、これは私の地元で横須賀で死んだわけでありましてけれども。ああいった方の年金は幾らか、永久にあれば――まあ昔の軍隊で言えば二等兵か一等兵の階級なんです。そのときの賃金、それをもとにして計算をするから私はあのときの遺族はもうとても食つていけないと思ひますよ、それは。これが今日の年金制度の事態。だから、若者よ銃をとるな、若者よ死んだら損をするぞ、いまの年金、いまの社会保障制度はそれほど言つてみれば残酷な年金なんだと私は若者にいつもうる言ひます。しかしそれは言つても、川でおぼれる子供を見て飛び込んで若者が死んでいくというふうなことが今後ないかと言へば、それはあるでしよう。そういう人に対しての補償だつて余りにも冷たい仕打ちだと思ふんですよ。

ですから、非常にむづかしい問題ではあるにいたしましても、まあ一、二試案が出ました。一定の時期までたつたらばこの平均給与にしたらどうかとか、いろいろ方法はあると思ふ。とにかく現状よりも一歩改定する、改善をするということになれば、私は特に若者に対して非常にかわいそう。死んだ人はそれはわからぬからいいのかもしれないけれども、遺族にとつては大変厳しい生活を強制されるということになるわけでありまして、この点はひとつ、まずはもつて公務災害の方でそのことを十分検討して、一つの道を探索してもらいたいと思ひます。

そういうことになれば、特に公務員の場合には自衛隊も抱えている、警察官だって命をかけて治安を維持する、年に何人かの警察官の犠牲者も出ておりますね、消防職員においでだつてしかり。今後私は戦争なんか起きることはないと思ひけれども、不幸にして何か事件があつて自衛隊の人、しかも若者が死んでいくわけですからね、戦争があれば、それは別の話として、警察官や消防

職員その他の公務員でも若者が死んでいく、その年金制度についてはひとつは本格的に考えていかなければならぬだろう。きょうは関係大臣、大蔵大臣がおられませんが、大臣の見解を求めるわけにはいきませんけれども、これはひとつ、恩給、年金、労働者年金、すべてひっくるめて政府でこれに対応する抜本的な一つの検討機関でもつくってぜひやっていただきたいと思ひます。このことをお願いをいたしまして、人事院の方は結構であります。ありがとうございます。

最後に、すでに質問でも大分出ましたので重複するかもしれませんが、一点だけお伺いをいたします。戦犯や何かの問題についてはすでに質問が出ましたけれども、こういう点は質問にもしあつたら結構です、山崎さんの方から質問があつたということであればそれはお答え必要はありませんが。

戦争中、もちろん戦地で、あるいは内地でも結構なんです、陸軍刑法とか海軍刑法で処罰をされた、事件を起こして軍隊の刑法によって処罰された、そういうものの何か統計があるんでしゅうか、どういう犯罪で何人ぐらい処罰されたか。

○説明員(森山喜久雄君) まことに恐縮なことでございますが、実は先生から戦犯の数をというふうな何かに聞いてまいっておりますので、その陸軍刑法関係の数字は私のところではわかりませんでございますが、いま持ってきておりませんので、まことに恐縮でございます。

○片岡勝治君 では、その後聞こうと思つたんですが、戦犯がわかりましたら。

○説明員(森山喜久雄君) いわゆる戦争裁判で受刑された方の数でございますが、厚生省の調査では四千二百十五名ということになっております。この内訳でございますが、いわゆるA級戦犯といえますが極東国際軍事裁判によりまして刑を受けられた方、これが二十五名でございます。それからB、C級と申しまして、これは連合各国がそれぞれの国の戦争法規に照らしてそれぞれで裁判したという数でございますが、これが四千二百

十でございます。合計四千二百十五名でございます。

○片岡勝治君 それでは、後ほどいいんです、その刑法の方は、失礼をいたしました。そこまでお話ししたと思つたんですが。

そこで一つ問題は、内地の場合は、いづれにいたしましても戦地での戦争中のいろんな話や記事や何かを見ますと、私も短い期間ではありましたが、けれども軍隊生活をしていました。終戦末期でありますから、当時の軍隊はいわば非常に殺伐としておりまして、道理が通ずるという世界ではありません。上官に絶対服従でありますから、一言言つたつてビンタ、まだ往復ビンタとか体罰程度ならいいんですけれども、戦地でありますれば相当ひどい仕打ちを受ける、苦し紛れに上官に対して刃傷させる、あるいは話によれば上官を射殺する、こういう事件が決して少なくなかった。まあ戦争という異常な社会ですから、さまざまなことがあつたと思ふんです。したがつて、この陸軍刑法なり海軍刑法で裁判——裁判と言つたつて決して弁護体制が完璧ではなかつた。言つてみれば、これらの刑が必ずしもすべて妥当だとは私はどうも考えられない。そういう人たちに對する救済について、恩給の分野でどういふふうな救済をされてゐるのか、また今後何か救済をする道を研究されてゐるのかどうか。

○政府委員(小藤鐵雄君) 恩給法では、刑法によつて処罰された人については、もしその人が受給者であれば、新憲法施行前であれば二年以上の禁錮刑、こういう方については恩給受給権を失うわけでございまして、また、在職中の職務に關連して起こした罪であれば、禁錮刑以上の方については受給権を失うわけでございまして、それから在任中に起こした罪につきましても、禁錮以上の罪を犯せばそれに引き続く期間、これは恩給の資格を失うわけでございまして、陸海軍の刑法によりまして禁錮刑等に処された方、この方はいま申し上げたような形で、なお陸海軍刑法の場合は在職中にいつては禁錮一年以上の刑に処せられたとき、この

ときは恩給を受ける権利あるいは資格を失う、こういうことになっております。

それで、こういった方が大赦令等によつて赦免された場合、このときは、これは昭和三十三年の法改正でございますが、恩給権を回復するという救済措置をとつております。それからもう一つ、昭和二十年の八月十五日、これは終戦の日でございますが、それ以降の軍法會議で禁錮二年を超えるような刑に処された場合、この場合において大赦令等によつて赦免された場合は、これは四十九年でございますが、四十九年から恩給権を回復するという救済措置をとつておるわけでございます。

○片岡勝治君 一部救済をされておりますけれども、戦争中、特に外地における軍法會議というのは、でたらめと言つては大変失礼でありますけれども、相当ひどい刑が行われたというところは各種の資料や報告書、戦記などにはつきりしてあります。何かそういったものの救済措置はないのか。一つ逃亡という問題をとつてみても、昔、逃亡すればその場で殺された、処刑をされた、こういうことでありますけれども、しかし現実には戦地へ行つて、逃亡しようという人は間々あるわけでありまして、逃亡した者を殺しておきながら隊長はみづから逃げ帰つたなどという例はどこにだつてあつたわけでありまして、しかし、軍法會議にかかれて刑を執行されたという方々は全く恩給等において見られていない。しかし一方、すでに質問があつたように、戦争裁判の東条までも恩給の年限が拘留期間中もプラスされるなどというのを考えれば、そういう点についての配慮があつてしかるべきであらうと思つてあります。しかし、これはひとつ研究課題として私自身も検討してみたい。恩給関係当局の方でもひとつ検討していただきたい。もし救済できる、そういう要素があれば、この点はひとつ実行に移すよう努力されたいと思つてあります。これはお約束できますか。

○政府委員(小藤鐵雄君) 戦時中の陸海軍刑法と

いえどもやはり刑法でございしますので、その犯罪の自身を見ますと、やはり恐喝あり、殺人あり、窃盗あり、いろんな犯罪があるわけでございまして、必ずしも逃亡罪のようなものばかりじゃなく、もちろん逃亡罪というのもございますが、そういった普通一般に軍隊でない社会で起る刑法犯と大体同じような犯罪を犯しておるわけでございまして、これが軍人であるからという理由でほかの扱いとは違えるということではできないことじゃないかと思つております。

○片岡勝治君 いや盗人、どろぼうとか傷害とか、そういうものに適用しろと言つてゐるんじゃないんです。戦争中の軍事裁判というのは、必ずしも私は適法に行われたとは思わないんです、特に外地の場合には。だから、そういう点について救済措置がもしできれば、いまあなたがおっしゃるようなことまで救つてくれということとは私は言つておりません。しかし、同じ傷害だつて、あの戦争中でありまして、苦し紛れに上官に對して傷害を起した。内地の傷害とは違つた面です。異常な戦争という、戦場という場面で、それは別といたしまして、そういう点についてもし救済の措置があるならばぜひ救済すべきではないか。これは意見として申し上げて、ひとつ検討していただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○中尾展義君 最初に、長官と人事院にお伺いします。まず、恩給額改定の基礎であります国家公務員給与のベース改定についてお伺いしますが、最近の新聞報道によりますと、経済団体連合会が強力な行政改革を推進させるために、財界の行政改革に関する懇談会で独自の行革案をまとめ、正式に提案するようでございます。その中の一項目に、五十六年度のベースアップの見送りと、こういうことが盛り込まれておるようでございます。さらには自民党の中でも、各種の補助金カットなどが行われる場合には、人事院勧告による公務員給与

ベースアップ凍結を強硬に主張していくと、こういう方針を固めたというふうに新聞報道で出ておりますが、これに関して、その事実を御存じなのか、これに対してどういう見解をお持ちいらっしやるのか、人事院は見えていますか——見えてない、それじゃ長官だけで結構です。

○国務大臣(中山太郎君) 公務員給与、五十六年度のベースアップの問題につきまして経団連、あるいは民主党の方でいろいろ御意見が出ておると、これに対して総務長官としてはどう考えるかというお尋ねだったと思います。

総務長官といたしましては、公平な人事院制度、人事院というものが公務員給与の勧告をいたしますれば、従来同様勧告を実施するという基本的な取り組みというものは今後とも維持してまいりたいと、このように考えております。

○中尾展義君 人事院が勧告すればそのとおりやると、こういうことですが、長官はどうお考えかと私は聞いておる。まあいいでしょう。

人事院見えていますか——まだ来ないの、それじゃ次にまいりまして、五十五年度の物価の上昇率ですね、これは見通しが大体八%ぐらいになるんじゃないか、こういう見通しでございまして、一方今回の恩給の方は改善が普通恩給、普通扶助料の最低保障額は四月の四・八%、六月の上積み分を合わせても七%の改善で、完全にこれは目減りということになるわけですが、この目減りが出た場合にどのように補うのか、この辺はどう考えていらっしやるのか、まずお伺いします。

○政府委員(小泉鐵雄君) いまの四・八%と先生おっしゃいましたのは給与改善でございまして、これは公務員の給与改善に基づきましてベースアップを行うという改善率でございまして。したがって、この公務員の給与改善率が予定した物価よりも低いのをどうするかという御質問に対しては、やはり公務員の、恩給受給者というのは現職公務員と同じやはり退職公務員でございまして、これに基づいて改善を図っていくというのが妥当ではないかというふうに考えております。

なお、先生いま御指摘の物価の問題でございすが、物価につきましては、私も最低保障の定額部分につきましては、これは厚生年金あるいは共済年金いずれも同じ手法をとっておるわけでございしますが、その定額部分につきまして物価スライドをやっておるわけでございまして。これにつきましては、先生御存じのように、予算編成というものが大体八月に予算編成いたしまして、十二月に予算折衝を行うと、こういうことになっております。それで、八月の段階で——これはそのときたしか政府の見通しが六・四%だったと思います。六・四%で一応予算の概算要求を行ったわけでございまして。その後、物価が上昇をたどりまして、たしか予算決定時期の十二月ごろには大体七%ぐらいと、こういうような見通しが出たかと思っております。それで急遽七%にアップしまして、決定をいただいたと、こういう経過になっておるわけでございまして。

したがって、この五十五年度物価というのは五十六年の三月までの物価、一年間の物価でございまして、これをなかなか最終的に見通すということはむずかしいと、これをさかのぼってどうするということわけにもまいらぬわけでございまして、特に予算はもうすでに国会で御決定いただいているという状況にあるわけでございまして、これを七%を、いま大体五十六年三月で出ました五十五年度物価、これは七・八%になっておるわけでございますが、いまの段階でこれを七・八%に戻すというのは非常に不可能なことかと思っております。ただ、これは厚生年金なかでも物価スライドを行っておりますので、来年度最低保障額を計算する際に、この定額部分についてそのギャップ、これはもちろんまたそのときもある種の見通しでやるわけでございまして、たとえば五十六年度の物価にびしやりと必ず一致するかどうかという問題はありますけれども、五十七年度要求においてはこのギャップを埋めるように努力してまいると、こういう考え方でございまして。

○中尾展義君 次に、これはいまさっきも申し上げ

げましたが、自民党と財界の内部から行革の一環として人事院勧告ことは見送るんじゃないか、こういう動きがあるわけなんです。そういう場合に、今回の改正でも、これは恩給額に目減りがしておるわけです。さらに給与勧告が凍結をした場合に、恩給の改善の方も見送りということになり、そうなりますとこれはもう大変なことなんでしょう。恩給をただ一つのよりどころにしているお年寄りの生活不安というものが非常に増してくるわけです。したがって、公務員給与の改善を凍結することはただ公務員だけというわけにはいかない、その影響が非常に大きくなっていくわけですね。そこで、そういうことを考えて給与担当大臣である総務長官はこういう動きに対してどう対処する方針か、まずお伺いします。

○国務大臣(中山太郎君) 公務員の方々の生活安定というものは、いわゆる行政機構を堅持していく上での基本であらうかと私は考えております。そういう意味で、いわゆる物価の上昇による生活費の高騰に対して人事院の勧告が出ると、こういうことになれば、私は従来どおりそれを尊重するように政府の中においては行動してまいる考えであります。

いま聞いたので、まず総裁からお伺いしたい。○政府委員(藤井貞夫君) ちょっとおくれまして大変申しわけございません。ただいまのお尋ねの点についてお答えを申し上げたいと思いますが、今度の第二次臨調が発足をいたしまして以来、いろいろこれをめぐって各方面で論議が聞かれておる、あるいは意見が申し述べられておるといふことは御指摘のとおりでございまして、私も日々の新聞その他の関係を通じていろいろな動きは大変関心を持って見守っております。ところでございまして。

○中尾展義君 人事院の総裁がお見えになりましたからちょっとお伺いします。最初に、冒頭にお伺いしたんですが、いろんな新聞報道等によりまして、経済団体連合会が強力な行政改革を推進するために、財界のこの行政改革に関する懇談会、そういうものがあるわけですね。それが独自の行革案を出して、その中の一つの項目として五十六年度のベースアップは見送り

と、これが盛り込まれておるようでございまして、自民党の一部にも公務員の給与アップは凍結すべきである、そういうような強硬な意見も出しておるわけですが、こういう動きに対して人事院総裁、総務長官はどのような見解をお持ちいらっしやるのか。いま長官にお伺いしたら、人事院の方から勧告出たらその勧告どおりに向きでやると、げたは人事院総裁に預けられたような答弁を

来ておるといふ実績もございまして。また諸外国等

この勧告権は、その前提として、毎年官民の給与較差を比較をいたしまして、民間の給与ベースが公務員より上回っている場合におきましては、その較差を埋めていただくという意味の勧告をいたしております。これは法律が制定せられまして以来ずっと続けてまいっておったところでございまして、また事実ここ十年以上も完全実施という

の例を見ましても、わが国でやっておりますやり方というものが、ほぼ世界的にも評価を見ておるといふふうにはわれわれは確信を持って今日まで仕事をやってまいりました。

したがって、現在の制度のたてまえがそのまま存続してまいります限りにおきましては、私はいままでのやり方というものを改めようという気持ちは一切持っておりません。したがって、民間の給与の実態というものを調査をいたしまして、その結果、官との間に較差があれば、その較差を埋めていただくという従来の方針をこゝしも厳格に踏襲してまいります所存でございます。

すでにことしにおきましても、例年どおりこの五月の連休明けから六月の中旬にかけて民間の給与の実態調査を全国的な規模で実施いたしますためにそれぞれ準備を進めておりました。間もなく調査にかかるといふ段階でございます。例年どおりの処理で調査の実施をいたしまして、その結果を踏まえて、較差があればこの較差を埋めていただくための勧告を出すということになることは例年のとおりでありまして、その方針については毫も変更するつもりはございません。

○中尾展義君 そうしますと、第二臨調の中間答申が七月ごろ出る予定ですが、答申がどう出ようと、行政改革とは別に、この問題はいまあなたがおっしゃったように官民較差を埋める方針で従来どおり勧告の方向でやると、こういうことでよろしいですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 事給与勧告に関する限りは、従来のたてまえどおりそのままの姿勢でもってやっていく所存でございます。

○中尾展義君 それでは、いろいろありましたけれども、大分同僚議員の方から各論的な質問が出ておりますので、簡単にまいりたいと存じます。最低保障制度ですね、これも何回か質問が出ておりました。衆議院の内閣委員会でも「恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等その

改善を図ること。」という決議があるわけでありまして。このように毎年この種の決議がつけられていることの意味は、最低保障額が毎年改善はされておりますけれども、その最低保障額では生活が困難であるから改善をせよ、こういうことなんです。要するに最低保障額をそれ自体が低過ぎると、こういう意味でありますから、これは毎年問題になるわけですね。

そこで、今回の改正案を見ますと、普通恩給、それから長期に職者で六十五歳以上の場合には六月分から年額七十四万九千円、月額にして六万二千四百十六円と、こういうことになるんですが、これは山崎さんの方からありましたけれども、生活保護者の方は、東京都で七十歳の老人の一人世帯、これが生活補助が五万二千八百七円、そこへ高齢加算が一万三千五百円と、こういうことですね。それから老人二人世帯、これは男が七十二歳、女性が六十七歳、それで生活補助が八万二千三百三十三円、そこへ高齢加算が二万七千円、こういうふうな御存じでしようけれども出ておるわけですが、これと比較してどのように考えていらっしゃるのか。恩給というものは生活保護と比較するべきものじゃない、こういう御意見もあるようでございますが、一応見解をお伺いしておきます。

○政府委員(小熊鐵雄君) 生活保護と申しますのは、やはり社会扶助といえますが、いろんなその人の所得、財産、こういうものを全部出し尽くして、なおその生活の基準に達しない方にその差を差し上げるといふたてまえのものでございます。片や恩給は、長年公務に尽くされた方、その方が亡くなったとき、あるいはその方が退職されたとき、こういったときに給付する年金でございます。したがって、こういう方々にはほかにか職業があるとかないとか財産があるとかないとか、そういうことを一切問うことなしに、ひとつの生活の支えとして給付を行う。こういうたてまえになっておりますので、いまの生活保護と恩給年額とを直接比較することは必ずしも妥当では

ないんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○中尾展義君 わからぬでもないんだけれども、あなたの方から出したパンフレットにはこう書いてあるんですよ。いいですか。「公務員の忠実な勤務に対する報償制度 恩給制度は、公務員が長年忠実に勤務して退職し、または死亡したとき、公務員のためにけがをしたり病気がかかったとき、公務のために死亡したときに、その功勞に報いるため」いいですか、それが生活保護より安い。

功勞に報いるため、「生活の支えとして国が年金給付などを行う」。だから、生活保護より安いのが長年働いてきた、公務に従事したその功勞に報いるためという、言葉はきれいですが、これ。だから、生活保護にも足らぬのが、果たしてこの功勞に報いるための、しかも生活の支えとしての年金と言えらるうか、こういうことも考えられま

すから、質問もしているわけですよ。金が足らぬことはわかっておりますけれども、そうずばり結論を言うてもこれは審議にならぬからね。これはどうお考えですか。国の功勞に報いるためですよ。それならあなた、もう少し功勞に報いるらしいような年金を上げてもいいんじゃないですか。

○政府委員(小熊鐵雄君) 先生おっしゃったとおり、まことにそのとおりでございます。功勞に報いるための年金でございます。一面から言えれば、したがって生活保護というか、そういうものではなくて、特に恩給受給者の大部分——いま二百五十万ぐらいおりますが、二百三十万ぐらいは軍人さん方でございます。文官の方で最低保障というものはごく少ない。ほとんどの方はそれ以上についているわけですね。軍人の方というのは、これも先生御承知のように、非常に短い三年とか、五年とか、六年とか、あるいはせいぜい十二年、それに加算年というのを加えて恩給を出しておるわけでございます。したがって、その功勞に報いるというものが、一生懸命に振ってそういつた公務に従事したという方であれば、あるいはもう老境に達するまでそういう公務に尽くされたという方であれば、これはその後で生活が困るとい

う方であれば、これはその後で生活が困るといふのは確かに制度として考えなきゃいかぬことじゃないかとは思いますが、いま申し上げましたように、大部分の受給者が軍人さんでございまして、ほかの職業を持っておって三年なり十二年なり軍隊に軍人として行かれたという方でございます。その方々がまた戻ってこられて農業に就く方が勤め人になる方が、そういうことを一切問わずに給付しておるの恩給でございます。その方々のすべての生活を全部保障して差し上げますという制度にはなっておりません。でございますので、その点御理解賜りたいと思うわけでございます。もちろん、最低保障制度について今後とも検討していくつもりはございます。

○中尾展義君 それなら、現在最低保障の恩給が低いために生活保護を受けている老人、こういうものの実態はどのくらいありますか、わかってい

ると思っておりますがね。

○政府委員(小熊鐵雄君) そういった調査は恩給局では行っていないのですけれども、厚生省の方からとりまいた調査によりますと、五十一年——これは何か全国一斉に調査したようでございますが、これによりまして、生活保護法の適用者のうち恩給も含めた公的年金を受給している人が四十三万九千人。そのうち恩給を受給している人が九千四百人、これは全恩給受給者の〇・三%ぐらいでございます。

○中尾展義君 それから、二百四十万八千人の恩給受給者のうち、各種の恩給の最低保障の適用状況はどうなっているのか、その辺ひとつ明らかにしてください。

それから、いまの最低保障のほかに生活保護を受けている方が幾らでしたかな、九万幾らでしたか。

○政府委員(小熊鐵雄君) 九千四百人です。

○中尾展義君 九千四百人。そういうものを生活水準まで最低保障額を増額した場合、所要経費がどのくらい要するのか。最低保障額を生活水準まで引き上げた場合にどのくらいの経費が要するのか、

○中屋辰義君　それから、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限の撤廃についてですが、これは現に支給制限を受けている受給者の実態はどのぐらいなのか、それが一つ。

それからいまこの公的年金の併給限度額、これは四十五万。これが五十六年八月から三万円を引き上げて四十八万ということのようでございますが、福祉年金は八月から二万四千円、これを年に

は数字的に幾らになるのかと。
○説明員(佐々木喜之君) ただいま申し上げましたように、限度額との差額を福祉年金が支給されるということでございますので、現行で申し上げ

金等の中でも額の低いものがあるというようなこともございまして、そこに限度額というものを設けまして、つまり一定の額に達しない低額の恩給、年金の場合には福祉年金を一部支給しよう、こういうことで限度額の考え方が設定されたわけ

だ最初の給付は、日本赤十字社の場合も一番最初は十二月に給付いたしております。したがいまして、陸海軍看護婦の場合も最初の給付はことしの十二月に四月から十一月までの分、八カ月分を給

請願者 和歌山県新宮市新宮六、八八〇
田中博外四千六百二十九名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二六六一号 昭和五十六年四月八日受理
共済年金改善に関する請願

請願者 福島市上名倉刃窪一一 阿部伝八
外四千二百二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二六七二号 昭和五十六年四月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道北見市東相内一七ノ三一
関新次外三百四十六名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六七三号 昭和五十六年四月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市米町二ノ三ノ二四
森総外三百四十五名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六七四号 昭和五十六年四月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市北七条西一丁目 半
沢幸子外三百四十五名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六七五号 昭和五十六年四月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市厨川五ノ二六ノ一八
角掛喜七外三百四十五名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六七六号 昭和五十六年四月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川赤平西 可知
昇外三百四十五名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六七七号 昭和五十六年四月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市愛国一六九ノ五 高
見三郎外三百四十五名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六七八号 昭和五十六年四月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市厨川五ノ三ノ三五
柳谷新一外三百四十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六七九号 昭和五十六年四月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町島里二一 矢
野仁外三百四十五名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八〇号 昭和五十六年四月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市つくしヶ丘一ノ九二
ノ一 三宅忠紀外三百四十五名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八一号 昭和五十六年四月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東松園三ノ二ノ一
板澤進外三百四十五名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八二号 昭和五十六年四月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市春採五ノ五ノ七 中
嶋誠一外三百四十五名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八三号 昭和五十六年四月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町島里 斉藤景
明外三百四十五名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八五号 昭和五十六年四月八日受理

旧職章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 鹿児島県出水市武本八、二三四出
水市金鶏会支部内 堅野勇吉

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第二七二二号 昭和五十六年四月八日受理
共済年金改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市南小泉三ノ一八ノ一
ノ五〇九 沢田亘弘外三千九百八十七名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二七三一号 昭和五十六年四月九日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井五ノ一ノ三
六 田中一江

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七三二号 昭和五十六年四月九日受理

共済年金改善に関する請願

請願者 福島市小倉寺神前九ノ一 羽田剛
外四千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二七三三号 昭和五十六年四月九日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井五ノ一ノ三
六 田中正

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二七三四号 昭和五十六年四月九日受理

共済年金改善に関する請願

請願者 神奈川県横浜市長土一七二 佐藤
輝久外九百七十五名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二七三五号 昭和五十六年四月九日受理
同和对策の充実強化に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二六五八号と同じである。

第二七四五号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 埼玉県秩父市桜木町一七ノ一七
福田君恵外八百二十五名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七六一号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(二通)

請願者 石川県江沼郡山中町塚合町 中川
昭子外千二百四名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七六二号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市三新町二六六 関眞
一外百七十三名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七六三号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 福島県相馬郡新地町崎木崎熊野一
七四 斎藤善伸外二千二百十三名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八五号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道北見市朝日町四八ノ一八六
岩谷勇治外六百八十名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八六号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市大町八ノ一〇
柿崎真吉外六百七十名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八七号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町学田 上松直
治外六百七十名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八八号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川穴口七二ノ一
鈴木潔外六百七十名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七八九号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川鍋屋敷 櫛引

進外六百七十名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九〇号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取大通八ノ八ノ一
〇 本間久雄外六百七十名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九一号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月が丘二ノ六ノ三
村上与助外六百七十名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九二号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町岩見通北八丁
目 石川勝外六百七十名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九三号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市光和八ノ六 飯田ヒ
サ外六百七十名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九四号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木一ノ一七ノ七
宇津野正一外十四名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九五号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道釧路市米町三ノ四ノ一一
木村喜三郎外六百七十名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九六号 昭和五十六年四月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田二ノ一四ノ八
四谷正男外六百七十名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九七号 昭和五十六年四月九日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一五ノ
一三全国抑留者補償協議会東京都
連合会第一支部内 石川隆一外十
四名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七九八号 昭和五十六年四月九日受理
戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木一ノ一七ノ七
宇津野正一外十四名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八一一号 昭和五十六年四月九日受理
重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都東村山市萩山町一ノ三三ノ一〇 平野博之
紹介議員 岡田 広君

戦傷病者であつて恩給法の中で第一項症の四割増以上の受給者は、両眼失明のほか、どんなに重度の機能傷害が重複していても、第一項症の四割から七割増以内に制限されているため、その削減率は、年ごとに増大し、現在は、四十パーセントないし五十パーセントしか支給されていない。この不公平な傷病等差と割増率を速やかに撤廃して、公正なる裁定をされたい。ついで、両眼失明（三割増）を基準として、それより十割を加算した額内で支給するようにされたい。

理由

現在の傷病等差の考えは、二重、三重に受傷していても一つの身体の機能傷害として日常生活にどれだけ影響しているかという現象をみて裁定しているが、我々は単独の傷害者に比べて、その運動能力の差ははたは大きく制限され、職業にもつげず、結婚も困難で、その日常生活は家族の複雑な介護を必要としており、機能傷害の差は一プラス一は二ではなく、その五倍も十倍も増し加わり、残存機能能力は絶無であつて、その不自由度と苦しみは、筆舌に尽くせないものがある。両眼失明者は、一項症の三割増で妥当であるとしても、その上に四項症から一項症に該当する重度の機能傷害を併せてもつ者は、四割増から七割増までのわく内で査定されているのは、不平等であり、支給額が制限されているといえる。例えば、重度の機能傷害を併合している者の恩給削減率を昭和五十五年度でみると、両眼失明プラス第三項症の場合、五十・五六パーセント減額され、また、両眼失明プラス第一項症は六十パーセント減額となつ

ており、ほかの戦傷者に比べて我々の重複傷分は四十パーセントないし五十パーセントしか支給されておらず、しかも恩給の削減率は、年ごとに増大しつつある実情である。そして一項症の七割増と頭打ちにされているので、幾つも傷害が重複している者の七割増以上に該当する傷害は、すべて切り捨てられる扱いを受けている。更に一項症が十パーセントの三十万円増額した場合、重複者は四割増から七割増となつていくから、十二万円ないし二十一万円までしか増額にならないので一項症を基準とすることを取消して、両眼失明（三割増）を基準とするように正すべきである。現行法は、昭和四十三年恩給審議会が「最低一項症の七割増が妥当である」と答申したのを、最高七割増までとして施行したのは支給額の均等割のみ考えたことであるが、既に十三年も経過し、七割増では低くすぎる。また、重度の重複傷害者は、生活能力も皆無なので、重複した傷害の合算を認めるように強く希望する。

第二八一二号 昭和五十六年四月九日受理

重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 栃木県足利市小俣町五九九ノ四 小堀二一
紹介議員 板垣 正君

この請願の趣旨は、第二八一一号と同じである。

第二八一三号 昭和五十六年四月九日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（十通）

請願者 茨城県稲敷郡美浦村木原一二五ノ一 青野宣雄外千三百七名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二号中正誤

ベジ 段行 誤 合理 正
二 一元 今理